

或ル收税官吏ノ日記

——明治四十年から大正十二年まで——

内 藺 惟 幾

(税務大学校
教育第一部教授)

目次

一	はじめに.....	四四一
二	宮古税務署時代（明治四十年から四十一年九月まで）.....	四四二
	（一） 財政、租税制度の概況.....	四四二
	（二） 勤務上の特徴.....	四四三
	（三） 風俗.....	四四四
	（四） 日記.....	四四四
三	二戸税務署時代（明治四十一年十月から四十四年五月まで）.....	四五一
	（一） 財政、租税制度の概況.....	四五一
	（二） 税務機構等の改善等.....	四五二
	（三） 勤務の様態等.....	四五三
	（四） 風俗、話題.....	四五三
	（五） 日記.....	四五四
四	水沢、秋田、仙台、遠野及び相馬税務署時代（明治四十四年五月から大正九年十一月まで）.....	四六三
	（一） 財政、租税制度の概況.....	四六三
	（二） 物価の上昇と官吏の増俸.....	四六四

(三) 水沢税務署時代(明四十四・五～大四・十一)	四四五
1 連合監視制度	四四五
2 明治天皇崩御	四五六
3 その他の事柄	四五六
(四) 秋田税務署時代(大四・十一～大五・十)	四六七
(五) 仙台税務署時代(大五・十一～大六・十)	四六七
(六) 遠野税務署時代(大六・十二～大七・四)	四六七
(七) 相馬税務署時代(大七・四～大九・十一)	四六八
(八) 年末賞与等の支給割合一覧	四六八
(九) 日 記	四七〇
五 酒田税務署時代(大正九年十二月から十二年七月)	五〇七
(一) 税務機構の改正	五〇七
(二) 税務署の模様	五〇八
(三) 日 記	五〇九
六 おわりに	五四〇

一 はじめに

当校の所蔵している租税関係資料のなかに、珍らしくある間税職員の記事十七冊（十七年分）が含まれている。

日記を書いた人は、明治末期から大正末期にかけて仙台税務監督局管内の税務署に奉職した「切田親幸」属で、日露戦争直後の明治四十年から関東大震災直前の大正十二年までの十七年間、毎日の勤務状況、出張実績、身辺の些事等を詳細に、簡潔な文体で記している。

切田氏の名前が大蔵省の職員録に登場するようになったのは、明治三十八年、岩手県下の水沢税務署に末席の税務属として勤務していたときからである。月俸十一円であった。

当校に保存している日記は十七年分であるが（それ以前も、以後も記録されていると思われる）、十七年間の毎日、変化の乏しい日常生活をそれなりに克明に記録することは、非常な努力と才能を要する。世相、風俗、家族及び職務の様相、交遊等について、ユーモアを交えつつ、簡潔、克明に記している。

切田氏は、碁、将棋、園芸（ばら、朝顔）、水彩画、油絵等幅広い趣味をもち、文学を愛し、かつ、能筆家であった。酒は全く嗜まず、仕事熱心な勉強家で、仕事に対する感想も適切である。

この切田氏の日記の各々の事柄について、個別的に検討を加えて行けば、例えば、執務の状況、勤務時間、月間出張日数等、過去の租税資料を補うことが出来るものと思うが、本稿はそのような検討、整理よりも、まず、当時の税務職員的生活環境、執務ぶり等を中心に紹介することとした。

わが国が大きな変化を遂げた明治、大正の十七年間に於ける先輩の生活記録を読むとき、共感を覚えるところが多いことに気付くのである。今後、本稿が切っ掛けとなって、さらにこの「切田日記」に研究が加えられ、当時の税務職員的生活、勤務ぶりを知る手がかりとなれば幸いと考えている。

なお、本稿は、切田氏の勤務場所と時代の変遷に対応させて

- 一、明治四十年から四十一年まで（日露戦争後の税制改正時）
- 二、明治四十一年から四十四年まで（明治末期の税制改正時）
- 三、明治四十四年から大正九年まで（第一次世界大戦の頃）
- 四、大正九年から大正十二年まで（同大戦後の頃）

に分けて整理した。

この「切田日記」の一部は、税大論叢十二号「税務職員の殉難小史」で引用している。

(注) 日記は、原文(誤字は修正したが、当て字はそのままとした。)のままとすることを原則としたが、税務職員以外の人の氏名は、すべて(某)とし、なるべく当用漢字を用いた。なお、日記のうち、長文に亘るものは、適宜省略し、かつ、句読点を施した。

二 官古税務署時代（明治四十年から四十一年九月まで）

(一) 財政、租税制度等の概況

明治三十七、八年の日露戦争の戦費は、軍事費十七億四千万円余、各省の臨時事件費二億四千万円を加えると、十九

億八千万円余に達した。この軍事費の調達は、租税の増徴による収入二億一千五百万円等のほか公債又は一時借入金十五億六千万円に依存した。このうち、増税による戦費調達は、前後二回に亘って増税、新税の創設を行うことによって賄われた。すなわち、「非常特別税」を設け、当時の主要租税全部の税率を引き上げたのである。

この「非常特別税」は、戦時非常の際に設けられたものであって、平和回復後一年限りという条件になっていたので、明治三十九年末には当然廃止されるべきものであった。

他方、戦後における政治、経済、軍事の諸方面の積極経営策は、財政にとって大きな負担となっており、公債発行も限度に来ていた。そこで、明治三十九年三月、今後二年以内に税制整理を行うという前提で、非常特別税の存続を図り、砂糖消費税の増徴（四十一年）、石油消費税の新設（四十一年）等を実施した。

これらの徴税事務を充実するため、明治四十一年四月、徴税機構の充実と定員増加を図った。税務署の定員は、一八二〇名増の七、一二九名となった。

税務署の属官の俸給は、判任官俸給令（明治二十四年三月）によって、一級七十五円から十級十五円と定められていた。ただし、月俸三十円未満の属は適宜の金額による場合があった。

この頃の切田氏の家族年令は二十七歳（明治四十年）、妻二十歳、長女二歳で、当時の月俸は十四円であったが、四十一年には十級（十五円）に昇給している。

（二）勤務上の特徴

切田氏は、宮古署の属官（署長以下十名）中八席であったためか、外務事務に従事した日数が比較的多い。現在なら

ば自動車を使用するところだが、当時は徒歩で、乗合馬車で出張している。このため現在と比較することは無理ではあるが、一日当りの事務量も低いものと思われる。七月十一日から九月十日までは、十二時までが勤務時間であった。転勤の時期、赴任の様、間税、直税、徴収の各事務の協力運営の様が記されている。

なお、宮古署管内は、酒類密造は少なかったと見えてその記事は多くない。

(三) 風 俗

正月の年始風景、旧正月の歳末寸描、衣替えの季節など情趣に富む。

日記中、「点燈まで(暮を)囲む」、「日没後帰宅」、「黄昏帰る。」との記事が多い。宮古署の頃は「ランプ」の時代のようにあるが、当時の生活基準のなかに、「日没」時や「点燈」時があったことが伺える。

(四) 日 記

——明治四十年——

一月一日(火) 例ニ依ツテ同僚友人等ヲ回礼ス。

一月二日(水) 年始状デモ来テ居ルナラント役所ニ行ツテ見ルト、出合頭ニ酒屋ヨリ酩ノ検査ヲシテ呉レト迎ガ来ル。

家ニ帰ツテ制服ヲ付ケテ正月早々検査ニ出掛ケル。検査ヲ済マシテ帰ツテ見ルト早ヤ十二時ナリ。此日十時ニ同僚佐々木君ヨリ来テ呉レト云フ。正月ノ御馳走ヲスルガ為ナリ。

一月六日(日) 貧乏暇ナシ。日曜デモ出テ勤メル。夜ハ又九時頃マデ夜勤スル。

一月七日(月) 津軽石ハ宮古町ヨリ二里余ナリ。此処ニ酒屋アリ。本日ハ其酒屋ヲ検査スベク午前九時宅ヲ発ス。途中津軽石ノ浜辺ニ漁夫十数名ノ網ヲ引クヲ見ル。勿論漁夫ノ内ニハ海草ニテ編ミシ例ノ袴ノ如キヲ腰ニ纏ヒタル海女モ五六人交リテアリ。中々賑カナリ。鮭ノ大ナルモノ数十尾ヲ得タリ。帰リニハ津軽石川ノ鮭ヲ見ル。^(註)十数尾一群ヲ為シテ遊泳スル様中々見事ナリ。

一月八日(火) 宮古ヨリ茂市マデハ四里半、茂市ヨリ刈屋マデハ一里半アル。今日ハ此処ニ検査スルコトガアルノデ、九時頃馬車屋ニ行ツテ見ルト陰曆ノ祝ヒ日(編注、十二月二十四日に相当するが祝日の意不明)ダトカデ馬車ハ行カヌト云フ。止ムナクボツ／＼歩ク。心棒氣ヲ出シテ(編注、宿屋に宿泊しないようにがまんして)日帰リスルコトトシタ。宅ニ着イタラモウ七時過ぎ。妻ト云フモノハ可愛イモノダ。七時過ぎニナツテモ夕食モ済マサズ、夫ノ帰ルヲ俟ツテ一所ニタバヤウト汁ヲ温メテ居ルノデアル。

二月五日(火) きぬ子(編注、長女)ノ食ヒ初メ(二百十日)トカニテ、色変リノ飯ナドコシライテ居ル。

二月十二日(火) 旧ノ年末(編注、十二月三十日、大晦日)ト云フノデ隣家ヘハ方々カラ金の催促ニ来ル模様ダガ、僕ノ家ヘハ、ソクナケチナ奴ハ見舞セス。コレダケハ大威張りナモノダト妻ニ話シテ大イニ笑フ。

三月十三日(水) 旧ノ正月ノ末日ノ祝日(編注、正月二十九日、晦日)トカデ餅ヲ搗イテ喰ベル。

三月十八日(月) 所得税材料調査ノ為メ登記所ニ行ク。

四月七日(日) 本月初メテ袴ヲ着ル。

四月八日(月) 急ニ山田ヘ出張セネバナラヌコトナル。未ダ山陰ニハ雪ノ残レルアリ。喰フテ渴ヲ癒ス。石峠ノ林ニテ落葉ヲ敷イテ腰ヲ掛ケ、パンヲ喰ツテ昼食ヲ済マス。豊間根川、出水ニテ徒渉ス。

四月九日(火) 佐々木寛治君ハ盛(編注、現、大船渡署)、堺一君ハ遠野(編注、現、釜石署へ合併)へ転勤セリ。
 四月十四日(日) 一寸朝、町へ検査ニ出掛ケテ十時頃カラ休ム。夜ハ佐々木寛治君、堺君ヲ送ル為メ、妻ト余モ船マデ行ク。風寒クシテ霧深キ夜ナリ。余ト二三人ハ本船マデ見送ル。

四月二十三日(火) 八時岩泉ヲ発ス。目々沢君ト同行ス。二升石ノ寺ニ寄ツテ葉ヲ検査(編注、売薬税法)シ小川マデ来テ酒屋ヲ見ル。向ヒノ掛茶屋ニテ昼飯ヲタベル、山女ヲ煮テ馳走ス。初物ナリ。小川ヨリ大川マデハ細道ノ險坂ニテ足甚ダ疲ル。残雪未ダ溶ケザレドモ福寿草ノ花盛ナリ。

四月二十四日(水) 大川ヲ八時ニ発シ午後六時少シ前ニ茂市ニ着ス。行程九里、昼飯ヲ松井内ニテ喰ベル。茶屋ノ婢肥満シ、^(注2)麦酒樽ノ如シ。

四月二十六日(金) (編注、茂市から川内へ行き泊る。) 六時ニ川内ヲ発シ、二、三ヶ所ノ小酒屋ニ寄りテ茂市ニ一時着ス。行程九里半。昼過ギハ宿屋ノ二階ニテ妻楊子ヲ削ル。夕刻マデニ漸ク七十本ヲ仕上グ。

四月二十七日(土) 午前六時半茂市発、十時半帰宅。少シ雨ニ当ル。三時頃猪去君菘打チニ来ル。点燈マデヤル。

四月二十八日(日) 十時頃マデ役所ニ出テ勤メル。昼ヨリ猪去君へ行き、菘、将菘ナド点燈マデヤル。夜役所ニ新聞ヲ見ニ行ク。

五月三日(金) 役所ノ前ノ桜ガ満開セリ。

五月十日(金) (編注、昨夜宿直) 朝帰宅ガ遅イノデ妻ガ迎ヒニ来ル。夜ハ桜井中尉著ノ「肉弾」ヲ見ル。

五月十六日(木) 宮古役場ニ印紙税ノ検査デ出掛ケル。独リデ町役場ノ二階ニ座シコトトテ非常ニ眠クナリ居眠リヲスル。

五月二十二日(水) 花輪へ往復スル(行程五里)。靴デ行ツタ為メ足ヲ少々傷メル。

六月十三日(木) 鯨ヶ崎へ検査ニ出掛ケル。午後ハ宮古へ帰り、コーヒー茶碗ヲ買ツテ来ル。宮古ニモコンナモノガアルカラ馬鹿ニサレナイト思ツタ。

七月十一日(木) 三時半退庁スル。本日カラハ執務時間十二時マデナリ。

八月六日(火) 長岡君ト崎山ノ女遊辺へ出張スル。酒類請売者(某)ナル奴清酒ヲ密造シテ居ツタノヲ発見スル。其嫌ガ罪ノ軽クナル様ニトテ、五円紙幣壹枚ヲ僕ニ密カニ出シタ。憎ラシイカラ大イニイジメテヤツタ。

九月十八日(水) 岩泉ニ旅行ス。岩泉ノ市日ナリ。三時頃町内ノ(某)ナルモノニ検査ニ行ク。非常ニ生意氣ナ奴ナリ。家宅ノ搜索ヲセントシタルニ立会ヲ拒ム。分署ノ巡查似内秀吉ト云フ人ヲ立会セシメ、搜索ヲ行フ。得ル所ナシ。(某)ハ搜索中灰ヲ投ジ、又ハ悪口ヲシテ妨碍ヲ企ツ。后ニテ聞ケ。バ村會議員トカシタコトアル由。馬鹿ナ奴モアレバアルモノナリ。

九月二十四日(火) 近所ニ石油ガ品切レトナツテ早ク寝ル。

九月二十五日(水) 花坂氏(署長)ハ花巻ノ署長ニ転勤発令ノ電報ガ来ル。

九月二十六日(木) 一関署長興津氏ハ間税部長トナツタノデハナイカト憶測スル。

九月二十七日(金) 昨日予測ノ通り興津氏ハ間税部長トナリシヨシ。待チカマイタル余ニハ転勤ノ辞令来ラズ。大場君等増給セリ。夜、署長花坂氏ヲ宿ニ訪フ。

九月二十九日(日) 十時頃マデ役所ニ出テ仕事ヲスル。僕ノ転勤運動ハ又ダメデアツタ。

十月四日(金) 鯨ヶ崎ノ(某)ハ目下写真熱心ニテ長時間ノ講義ヲ拝聴サセラレテ来ル。新任ノ署長藤館氏ト初メテ遇

フ。昨夜馬車ニテ着ノヨシ。

十一月八日(金) (十一月四日以降小本方面ニ出張中) 九時半岩泉発、小川村一ツ苗代ヲ迂回シテ斐綿ノ酒屋ニ一時半着。四時マデ検査シ、初メテ斐綿ニ泊ル。旅人宿ナキヲ以テ素人屋ニ頼ンデ泊メテ貰フ。穴沢マデ行ケバ宿屋アレドモ前回ニ泊ツタ際其不潔ニ殆ンド閉口シタ。余ハ再ビ泊ル勇氣出来ズ。

十一月九日(土) 朝早ク酒屋ヲ検査シ、大川ヲ經テ刈屋ノ和井内ニ着シタルハ二時、病牛ノ検査トカニテ中々賑カナリ。茶屋ニ休ミテ小豆餅ヲ喰ベル。小判形ノ餅ニテ長サ五寸バカリ中ニツブシ小豆(尤モ砂糖ハ御申訳ニ入レタルナリ)ヲ入レ、表ヘモ裏ヘモ同様ノ小豆ヲ塗リタルモノナリ。腹ノ空イタトキナレバ一寸甘ク食ヘル。一ツダケ平ゲタルニ殆ンド多過ギル程ナリ。地方ノ者ハコレヲ四ツ五ツ平氣ナルヨシ。エライモノダト思フ。

オンカド峠(編注、押角峠)ニ差シカカルトキ雨甚ダシ、休ムベキトコロナク昼飯モ峠ニテ立ツテ喰フ。

十一月十六日(土) 七時半出発、花輪村へ出張。酒屋ニ行キ、帰り田鎖、松山ヲ巡回シ、四五軒家搜ヲシ、田鎖ノ(某)ト云フモノト、松山ノ(某)ト云フモノガ濁酒ヲ造ツテ居ツタヲ見付ケ調べ書ヲ作ツタ。僅カバカリノ濁酒デ五十円(注)ツツ罰金ヲ取ラル、カト思ヘバ氣ノ毒デモアル。然シ二軒トモ中々ノ資産家ラシイ。

十一月十九日(火) 朝飯前ニハタ屋(編注、機屋)ヲ検査シ、九時過ギ山田町ヲ発ス。町端レニ来シトキ、三ツ四ツノ子供母ニ負ハレテ、パンカ何カ食ベテ居リシニ鳥ノ奴メ其ノ子供ノ頭ニ止マツテ食ヒ物ヲ取ル。子供ハ泣ク、母親ハ吃驚シテ鳥ヲ逐フ。宛然ボンチ画ヲ見ル心地ス。

十一月二十七日(水) 近所ノ村へ出張スベタ一寸役所ニ行ク。署長一人出勤シテ居ル。朝ノ早イ大将ナリ。大川村ノ租税収入ノ状況悪イカラ直ニ行ツテ注文ヲシテ貰ヒタイト云フ。全村ニハ往復四日ヲ要ス。旅費ガ不足デ心細イ。宅ニ

戻ツテ妻ニ心配セシメントシタルニ居ラズ。

十一月二十九日(金) 七時半発宿、愈々錢ガ不足ニナル。草鞋ヲ買フニ不足ニテ途中切レテレル心配事ニナレドモ仕方ナク古草鞋ヲ穿ク。茂市ニ三時着。又熟柿ガ出ル。

十一月三十日(土) 八時半茂市発。又昨日ノ草鞋大明神ヲ穿ク。宮古近クナリタルトキ遂ニ切レル。十二時帰宅ス。ヒドイ目ニ遇フ。

十二月二十五日(水) (茂市出張中)夜ハ楊子削リヲシテ五十本ヲ製ス。

十二月二十六日(木) 役所へ大概年賀状(注4)ヲ書キ終ル。

十二月三十一日(火) 午前一寸役所ニ行キ午 posterior 門松ヲ取りニ山ニ行ク。例年ノ通り無事平穩ナ年取り。妻ハ湯ニ行ク。余ハ独リ古雑誌ナド見ル。

——明治四十一年——

一月四日(土) 十日以上ノ出張故、ばらニ灌水ヲスル。旅行中鞆内ノ書籍、一民法講義、二植物苗木類ノ目錄、九時発足、三時半小本着。

一月十日(金) (岩泉泊) 近頃チヨイノ肉ヲ煮テ持ツテ来ル。今朝モソレナリ。初メハ牛肉ナラント思ヒシガ、何ントナクマヂク唯不良ナル肉トノミ速了シ居リタルニ、不図馬肉ナルコトヲ知ル。怒ツタトコロデ如何トモシ難ク、ソレガ為ナリシナランカ身体妙ニ痒カリシト神経ヲ痛ム。

一月十九日(日) 雪、夜十時頃鍋焼ウドン屋呼ビ売シテ来ル。妻買ハシメントシタルニ、インバネスヲ着タル男空手ニテ呼ンデ歩クナリト云フ、若シ注文アレバ馳ケ行ツテ店ヨリ持ツテ来ル由。因テ四ツ計リ取ルコトトスル。

二月十四日(金) 十時発小川へ出張、酒屋ノ検査スル。酒ヲ腐ラシテ營業人青クナツテ居ル。

二月十七日(月) 国境ト云フ処ノ濁酒ヲ取調べニ行ク。栃内君ハ余ノ為メニ特ニ同伴スル。十二時着。(某)ト云フ者ノ家ナリ。漸ク座敷ノ梁ノ上ニ、二斗五六升ノ麦酒(編注、むぎざけ)ヲ造レルヲ発見スル。孫娘ノおもとト云フニ養子ヲ迎フルニ用フルモノナリト云フ。

二月二十六日(木) 十時半袈綿着、酒屋ヲ検査ス。蔵働キ共、余ノ入ルヲ見テ狼狽スル様ノ不審ナルニヨリ調査スルニ遂ニ犯則事件ヲ発見シ、之ガ調書ヲ作成シタリ。

九月二十四日(木) 福岡稅務署(編注、現二戸署)ニ転勤ノ辞令来ル。

九月二十七日(日) 夜十時頃ヨリ荷造リヲスル。

九月三十日(水) 運送店ニ行キ、荷物ノ運賃ノ仕払ナドシテ来ル。

愈々今晚(馬車にて)出發スル(車中泊)。

十月一日(木) 午後七時盛岡着。

十月三日(土) 午後二時半盛岡発ノ汽車ニテ福岡ニ着ス。

(注1) 津軽石川、現在も、鮭を産している。

(注2) 此の頃東北地方でビール樽にいられたビールが流通した記録は見当らない。小説等によつて記憶した言葉と思われる。

(注3) 酒類無免許製造犯の罰則は、明治三十四年十月以降四十一年二月まで五十円以上千円以下、四十一年三月以降三十円以上五千円以下となつてゐる。刑法の減刑の規定が適用されないので、罰金の最低額の水準は月俸などと比較するとかなり高いことが理解できる。

(注4) 明治三十九年十二月、年賀特別便制度が創設された。十二月十五日から二十九日までに郵便局に差出せば、一月一日の

最初の日附印を押して、一月一日の最先便で配達される。これは一般公衆の便宜を計り、郵便局の手都合を助けるという一挙兩得の便法であった(明三九、一二、一三東京朝日)。

三 二戸稅務署時代(明治四十一年十月から四十四年五月まで)

(一) 財政、租稅制度の概況

日露戰爭後の積極經營策のため膨張した財政に対し、明治四十年以降の反動不況を切っ掛けとして本格的な整理に着手せざるを得なくなった。

明治四十二年度予算で、各省の俸給、庁費を五分削減、事業費の繰延等を行い、さらに四十二年三月には官吏を減員、整理した。

さらに、明治四十三年一月懸案の稅制整理を行ったが、その内容は、若干の減稅はあったものの多くは非常特別稅を恒久化したもので、稅負担は實質的に変化はなかった。

(二) 稅務機構等の改善等

官吏の待遇は長年すえ置かれたままとなっていたが、物価は年々上昇し、これ以上官吏の待遇改善を放置することはできない状態となった。

明治四十三年の税制整理と併行して官吏の増俸を計画したが、財源がないため行政整理を行い、それによって増俸額の大部分を賄なうこととされた。

明治四十二年十一月税務機構の整理統合が行なわれ（税務監督局の減少、税務署の整理等）、税務署の定員減（属一〇一〇名減、定員五、八九五名となる。）等が行われた。

この結果、四十三年には官吏に対し約二六パーセントの増俸が実現し、税務署属に適用される判任官俸給令は改正され、従来の一級七十五円、十級十五円が、一級九十五円、十一級二十円となった。

切田氏の場合、四十二年十七円、四十三年十級（新号俸、二十五円）となり、定期昇給分（三円）を相殺すれば五円、約二十五パーセントのベースアップとなる。年末賞与は勤務成績により加減されていたようで、例えば、四十一年は月俸の二十五割弱で例年より多いと記しており、四十二年は十五割位となっている。この頃、年末賞与以外の手当の記事はない。

（三）勤務の様相等

この頃の酒造税法は、酒類の製造数量によって課税することとしていた。従って、酒造場に対する検査は極めて厳格であったようで、夜間における監視記録（明四三・一・七、二・三、二・四、二・一六の日記）は他で見ないようである。当時の税務職員の調査方法に剛柔両方存在したようで、調査方法に対する疑問も卒直に記録されている。

なお、密造取締の記録はかなり多くなっている。特に、戦前は「犯則アリト認め」た場合は、捜索には許可状を必要としなかった。この捜索に至る手段など（明四三・一・二六）は興味深い。

また、この頃、自転車が普及し始めた。税務職員と自転車との関係を見ると、密造取締を機動的に運営しようとしたところにある。

密造取締を徒歩で実施していたが、これでは旅行時間に大半を消費し、かつ、密造者側では取締側の行動を法螺貝、空砲等で通報し合うことが容易であった。そこで、冬の長い東北地方では積雪期には用いることができないことを承知の上で、間税官吏に自転車の購入をすすめたようである。もちろん、一般用務の出張も合理化されるというメリットもあった。東北六県酒類密造矯正沿革誌（税大資料、札幌四三―五）によれば、明治四十三年頃より一般に乗用させたと記されている。中堅職員に八十円の出費（明四四・四・一）は大きい（月俸の三ヶ月分強）。

四 風俗、話題

農村子女の結婚年令や風習、トランプの普及、村芝居、早稲田大学の野球試合など当時の東北地方を偲ばせる。

この頃、ハレー彗星が世界中の話題となった。地球に衝突すると米国の天文学者が予言したといわれたものであるが、同彗星は五月十九日頃太陽と地球の間を通過すると新聞は報導している（読売、明四三・四・七）。多くの人達と同様に氏も宇宙へ興味をもった頃であった（明四二・一〇・一八、四三・一・二七、五・二六）。

この頃からビールの記事が目につくようになった（明四三・四・一四）。仙台市にビール工場が設立されたのは大正末期であるので、この頃のビールは北海道産のものであろう。王冠がこの頃発明されたので流通の範囲が拡大されたものと思われる。氏は葡萄酒を自醸しているが、この頃葡萄酒は課税物件ではなかった。

なお、切田氏の家庭は、明治四十四年四月の月俸二十七円、同四十二年、次女が誕生している。氏の年令は三十一歳

となった。

(四) 日記

——明治四十一年——

十月四日(日) 停車場ニ行キ荷物ヲ受取り家移リヲスル。家ハ六畳ト八畳ト勝手アリ。三円ダト云フ。畳ナド新シケレドモ非常ニ高イ。

十月七日(水) 後藤君ト金田一村へ出張、三時帰宅。ソレヨリ家移リヲスル。六畳、八畳、二畳二間、都合四間、勝手アリ。一円八十錢ダト云フ。一寸ヨイ家ナリ。

十一月十日(火) 午後ヨリ又々家移リヲスル。余ノ前任者ノ居リシ処ナリ。家中広シ。一ヶ月ニ二回ノ引越シ、少ナシト云フベカラズ。

十一月十三日(金) 金田一村マデ靴ニテ出張ス。

十二月四日(金) 八時発淨法寺村、浅沢ノ酒屋ヲ検査シ、荒屋マデ来テ四時半着。ツマゴヲ穿キタレバ疲れ、コト甚ダシ。

十二月十二日(土) 保証物調査トシテ鳥海村ニ出張スル。道氷解ケ、泥濘甚シ、土地ノ所在地ニ行ク為メ道ナキ藪地ナドラクグリ酷イ目ニ遇フ。日没後帰宅ス。

十二月十四日(月) 夜、役所ニ行キ新年状ノ葉書ヲ四十枚程書ク。

十二月二十二日(火) (二十日から短期醸造講習が実施される。)朝五時起床、木下氏(編注、局技師)ノ麴室操作ヲ見

ル。終日一戸町ニ居ル。朝十時ノ汽車ニテ署長林氏来ル。余ノ年末賞与ノ辞令ヲ持ツテ来ル。三十七両ナリ。例年ヨリ多シ。

——明治四十二年——

一月一日(金) 雪、門松ヲ飾リ、家ノ中ノ掃除ヲ終リ、知己ニ回礼ス。十一時頃ヨリ署長林氏ニ招カレテ署員一同行ク。三時頃ヨリ後藤君ト各官衙ニ年始ノ礼ニ行ク。黄昏後後藤君ト停車場ニ行キ駅長、助役等ノ宅ヲ回ル。

一月二日(土) 午後一時ノ汽車ニテ一戸町ニ出張、五時半帰宅ス。

一月二十一日(木) 後藤君ト金田一村へ出張スル。字湯田ト云フ処ノ(某)ト云フモノガ濁酒ヲ密造セルヲ発見スル。

本日ハ旧曆ノ年末ニ相当スルヲ以テ年越酒ヲ醸セシナリト云フ。氣ノ毒ニ思フ。

二月十五日(月) 夕刻マデ役所ニテ執務ス。晚餐会ヲ役所ノ隣大治旅店ニ催ス。会員間税員三人。碁敷局ヲ戦フ。午後八時頃ヨリ町内ノ酒屋ニ検査ニ出掛ケ、後チ後藤君ト十時ノ汽車ニテ一戸町ニ出張、酒屋ニ臨ミシニ寢后ニテ空シク同町ニ宿ル。

二月十六日(火) 起床後、直チニ制服ニ着替へ一戸町ノ酒屋ニ臨ム。

二月十八日(木) 起床後、直チニ制服ニ着替へ町内ノ久慈酒屋ニ臨検。九時過ぎ帰宅、朝食ヲ食シ出勤。午後一時ノ汽車ニテ一戸町ニ出張、五時半帰宅。此日暖氣ノ為メ道路ノ雪溶ケ、水、靴ヲ徹ス。

三月一日(月) 終日役所ニテ執務ス。四時半頃ヨリ後藤君ト二三局碁ヲ囲ム。戦酣ナルトキ、局長明日来署ノ通知来ル。別段ノ未整理事務モナケレドモ後藤君ガ帰宅セズ引続キ夜勤スト云フ。オ附合ヒニ宿屋ヨリ弁当ヲ取り十一時半マデ署ニ居リ少シク執務ス。署長其ノ他ノ署員、夜勤署長林氏ノ為ニ午前二時マデ執務セシト云フ。

三月三日(水) 夜、役所ニ遊ビニ行ク。

四月四日(日) 此日ヨリ雞ヲ養フコトヲ止メル。近所ノ畑ヲ荒シ、壁訴訟(編注、陰で苦情をいうこと。)ト云フイヤナコトヲ聞クニヨリ。

四月十日(土) 浄法寺村ノ字長流部、(某)ト云フモノ濁酒ヲ密造シ、明後日ノ嫁ヤリニ用フルト云フ密告ガアリ、調査ニ行ク。家人共、嫁トナルト云フ十六・七ノ小娘ト老耄セル爺トヲ残シテ逃ゲテ仕舞フ。

其娘ニ、オ前何処ニ嫁グカト問フニ、余程遠イ処ダソウダガ何ント云フ村カ知ラヌ方向モ解ラヌ、勿論人モ知ル答ガナイト答フ。随分呑気ナ嫁様ダト感心スル。恰度タンポポノ実ガ其子孫ヲ繁殖スル為メニ風ノマニ／＼処ヲ定メズ飛バサレテ行ク其ノ様ダト可愛サウニ思ツタ。

五月十五日(土) 夜、猪狩君等ヲ誘ヒ、余ノ宅ニテトランプ会ヲ開ク。妻モ加ハリ十二時マデ盛ンニ戦フ。

六月二日(水) 四時半頃産氣付キタルニヨリ、早ク帰ツテ貰ヒタイト云フ手紙来ル。腹痛約四五十分位ニテ女兒産ル。男児ノ予想外レテ落胆云ハン方ナン。

六月四日(金) 妻産褥ヲ出デテ室内ヲ歩ク。漸ク子守リヲ見付ケル。年十五ナリト。

六月七日(月) 此日次女ノ出生届ヲ町役場ニ出ス。千重ト命名ス。

六月十五日(火) 一戸町ノ印紙税ノ検査ヲ為シタルニ(某)ト云フ奴検査立会ヲ拒ミタルニヨリ巡査ヲ連レテ行キ家宅搜索ヲ為ス。

七月二十八日(水) 金田一村出張ス。県界マデ行キ橋ヲ見ル。河床頗ル低ク橋上ヨリ水面マデ数丈アリ。橋ハ岩手県ト青森県トニテ架スヲ以テ中央ヲ堺ニ、以北ハ敷板朽チ見ル影モナキ有様ナルニ、以南ハ欄上塗りシペンキノ香サヘ新

ニシテ、一寸異様ノ感アリ。

七月三十日(金) 夜、猪狩君等ト町端レノ芝生ニ建テシ芝居ノ見物ニ行ク。鏡見山ト鳴門ヲ演ズ。敷物ナク草芝ニ躡マリテ見物セシヲ以テ足ノ疲労スルコト夥シ。十二時帰宅。

八月二十九日(日) 写真屋ヲ招キ、きぬ子ヲ撮影ス。

九月五日(日) 夜、活動写真ヲ見物ス。

十月一日(金) 此朝、間税三人ノ内一人ニ付キ収賄カ何カノ嫌疑ニテ内偵方局ヨリ署長ニ親展書来リ、下斗米君ガ余等三名ノ素行ヲ密カニ尋ネラレシト云フコトヲ猪狩君ガ知ラシテ呉レル。後藤君、猪狩君トモ潔白ノ人、予トテモ疚シキコト無論ナケレバ、多分中傷ニ基因スルコトニ係リ、対岸ノ火災視スベキ筈ナレドモ、兎角、事自分ノ課員ニ係ルヲ以テ不愉快ニ感ズ。

収賄ノ取調ヲ受クモノハ、後藤君ラシク営業者ノ中傷ニ出デシモノト思ハルヨシ。猪狩君、夜、予ガ宅ニ来リ知ラシテ呉レル。

十月二日(土) 六時過ぎ退庁、点燈後ナリ。夜一寸役所ニ行ツテ見ル。

十月七日(木) 浄法寺村片山ノ(某)方ニテ濁酒密造ヲ発見シタルニ、六十歳ノ婆無暗ニ抵抗シ、差押ヘタル甕ヲ奪ヒ転覆セントスルナド小癪ニサワル狸婆ナリ。

十月十日(日) 妻ハ嘗テ買ヒ溜メ置キタル生糸ヲ川島ニ依頼シ、予ガ袴地、妻ノ帯地、袷地ヲ織ラシメラルコトト為シタルトテ大嬉ビナリ。

十月十五日(金) 行政整理ノ結果、税務監督局及税務署ノ配合鈔カラザルベク且ツ税務署屬ノ罷免数百ナルベシト新聞

ニ見ユ。

十月十八日(月) 夜十時マデ役所デ雑談ス。帰宅後妻ヲ屋外ニ呼出シ、火星土星ヲ説明シテ聞カス。

十月二十一日(木) 此日官制改正ノ結果、署長津路君諭旨免官ノ書面来レリト云フコトヲチラト聞ク。尚福岡稅務署ハ

二戸稅務署ト改稱ニナルヨシ。

十月二十三日(土) 自製ノ葡萄酒ヲ吞ミ稍々酔フ。

十月二十四日(日) 夜役所ニ行ツテ見ル。此朝稅務署及局ノ官制改正ノ官報ヲ見ル。六千余人ノ稅務署屬五千余人ニ減ス。

十月二十七日(水) 昨廿六日哈爾賓(編注、ハルビン)ニ於テ公爵伊藤博文一韓人ノ為メニ狙撃セラレ薨去セリ。

十月二十八日(木) 渡清中ノ公爵伊藤博文一韓人ノ狙撃ニ遇ヒ薨去シタルガ、右ハ公爵ヲ亡キモノニセバ韓国ハ現今ノ状態ヨリ救ハルベシト誤解セルニ基クモノノ如シ。

十月二十九日(金) 公爵伊藤博文死去ニ付キ韓國官民毎日祝宴ヲ張り、尙大韓毎日新聞祝意ヲ表スト伝フ。

十一月二十七日(土) 手製葡萄酒ノ滓ヲ引キ壺詰トナス。

十二月七日(火) 此日人夫ヲ雇ヒ煤払ヒヲ為サシメ且ツ葡萄酒ヲ地中ニ埋メシム。

十二月十九日(日) 役所ニテ執務ス。夕刻辞令到達、年越金トアツテ廿五兩ヲ下シ給ハル。菜ツパ搦ミニ月給ニ一定ノ率ヲ乘ジタル金額ナルコトハ云フマデモナシ。

十二月二十五日(土) 終日役所ニテ執務ス。帰宅後湯ニ行キシニ、皆川氏(編注、署長)来テ居ル。浴後遊ビニ来レト云フ。同伴宅ヲ訪フ。昇給ノ辞令到レリトテ交付セラル。

一月一日(土) 小学校ノ祝賀式ニ臨ミ役所ニテ小宴ヲ催ス。

一月二日(日) 終日役所ニテ執務ス。

一月六日(木) 一戸町ニ出張、日没後同町ノ中島屋ニ宿ル。

一月七日(金) 未明ニ起床、宿ニ密カニ立チ出デ酒屋ノ監視ニ行ク。酒屋ノ戸外ニ立チテ暫時動靜ヲ窺フ。犬甚シク吠ユ。検査スルニ異状ナシ。

一月十日(月) 満洲鉄道列国共有ノ提案米國ヨリ来レリト伝フ。新聞ナド大ニ反対ヲ主張ス。血ニテ購ヒタル鐵路ヲ熨斗ヲ付シテ列國ニ提供スルナド、無論氣ノキイタルモノノナスベキ業ナラズ。我が腰折外交果シテ國民ニ満足セシムル手段ニ出ヅルヤ否ヤ。

一月十九日(水) 明日戸沢方面ニ濁酒製造ノ密告アリテ調査ニ行ク予定、敵地方ノ者ニ知レヌ様、制帽ヲ宿ニ預ケ被ラズニ行ク。

一月二十四日(月) 議會始マル。官吏増俸根ツカラ駄目ラン。

一月二十六日(水) 仁佐平へ出張。民家ニ多数ノ人集合シ賑カナルヲ以テ、濁酒ナド造リ居ルニアラズヤヲ疑ヒ自宅ノ搜索ヲ為ス。

一月二十七日(木) 新彗星発見セラレタル旨新紙ニテ見ル。帰途汽車中ヨリ觀望スルニ金星ノ近傍ニ光輝至ツテ薄キモ尾ノ頗ル長キ彗星ヲ認ム。

二月三日(木) 夜十時三十分ノ上り列車ニテ一戸町ニ出張、夜半ヨリ払晝マデ酒屋ノ屋外監視ヲ為スベク充分防寒ノ用

意シ(和服ニテ)、後藤君ト同行スル。

二月四日(金) 酒屋ノ夜外監視ハ日露戦争ノ旅順口封鎖ノ勤務ト相当スル。午前一時頃及ビ四時頃ハ寒風肌ヲ襲ヒ全身粟ヲ生ズ。睡魔モ時々至ル。商家ノ軒下ニテ少時眠ヲ貪ル。払曉ニ至ルモ更ニ異状ナシ。九時ノ列車ニテ帰宅。後藤君ト町内ノ酒屋ニ臨檢ス。不合ノ点アリ。夜十一時頃ニ漸ク帰宅ス。

二月二十四日(木) 鳥海村月館方面へ出張スル。同部落ヨリ一戸町ニ材木ヲ運搬スルモノ甚ダ多シ。其ノ労銀ヲ問ヘバ、未明ヨリ日没マデ運搬ニ従事シ僅カニ二十錢ヲ得ルニ過ギズト。サテモ金ノ尊サヨ。

四月十四日(木) 知人佐々木誠君來訪、列車ノ時間ニ間ニ合フマデビールヲ吞ミツツ語ル。

五月二日(月) 署長、會議ヨリ帰ル。間稅ヲ拵ゲテ直稅ノ兼務トナル。宅地賃修正ノお手伝ヒノ為メ、本年ハ暑中休暇モ駄目ラシ。

五月二十六日(木) ハリー彗星明ラカニ現ハル。

八月五日(金) 午後福岡中学校ニ招待ニ応ジテ署員一同野球ヲ見ルニ行ク。敵ハ名ニシ負フ早稲田野球部、味方ハ地方中学出来ノ青年等ナルヲ以テ基ヨリ面白キゲームハ望ムベクモアラザリシト雖ドモ、一、二ノ得点ハ密カニ期シ居リシニ、十対ゼロト云フ敗戦トナレリ。

八月二十二日(月) 日韓合併成立シタル旨警察署ニ於テ揭示ス。

十二月十一日(日) 夜寒サ甚シ、鼻毛モ氷リ、道路ヲ行クニ、雪キリノト鳴ル。

十二月十二日(月) 此夜寒クシテ熟睡シ難シ。

十二月十六日(金) 此朝署長皆川氏及後藤君同行ニテ輕米ノ酒屋払曉攻撃ノ計画アリ。集合所ハ役所ニ定ム。一時三十

分署ニ行キシニ居ラズ。後藤君宅ニ行キシニ既ニ出發セント云フ。先ヅ虫ヲ殺シテポツ／＼行ク。月清ク寒氣嚴寒ニ比スベシ。呼吸ノ為メ水氣張りテ帽子純白ト化シ鼻頭切ルガ如シ。矢沢峠ノ頂上ニ近キ頃兩君ニ追ヒ付ク。輕米ニ達セントキハ僅カニ東天紅ヲ帶ブ。警察分署ノ燈火微ニ耀ク。酒屋ニ至リ門ヲ叩キ案内ヲ求ムルニ応ゼズ。予ハ屋後ニ廻ル。戸陰ヨリ槽場（編注、ふなば。酒をしぼるところ）ヲ伺ヒシニ、藏働キ共、式斗五升入樽式ケヲ陰蔽セントシツツアリ。戸ヲ排シテ入ル。表戸ヲ開カシメ兩君ヲ呼び入レ、共ニ調査ニ従フ。結局繰越醪ニヨリテ清酒ヲ特別ニ少ナク槽掛ケシ、苞石ノ査定ヲ免レシコトヲ自白ス。槽ノ犯則醪、現在酒等ニヨリ自白信ヲ置クニ足ル。然ルニ後藤君ハ一石ニテハ石数不足ナリ、一石五斗ナラント応答決セズ。遂ニ後藤君若シ一石ト主張スルニ於テハ現在酒ヲ封緘シ醪モ当分槽掛ケセシメズト威シ的ニ出ズ。本人止ムヲ得ザル体ニテ然ルベキ様取調ベラレ度ント云フ。為メニ調書ハ捺イモノト為リシ形ナリ。右調査終了後、請売酒屋ト麴屋ヲ廻ル。後藤君ハ故ナク麴室ヲ封緘シ又ハ請売者ヲ無暗ト叱叱ス。爾來同君ノ方針（方針ト云フモ大仰ナレド）ハ非立憲的ノ行動多シ。同君ヨリ猜疑ト怒氣ト苛酷トヲ取去レバ殆ンド特徴ナカルベシ。唯事務ニ熱心ナル事アルノミ、ナレドモ同君ノ局ノ通リハ頗ルヨキガ如シ。稅務界ニ人権ナドヲ尊重スルガ始キ人物ハ何処マデモ不利益トナリ、同君ノ方針ナドハ随分歡迎セラル、モノノ如シ。

十二月二十八日（水） 後藤君ヨリ年越ニカケテ輕米村ニ夜間監視ヲカケルト云フ發議アリ。佐野君ハ年末ト元日丈ケバカリハ休ムモノノジヤナイカト云ヒ決セズ。余ハ町ノ酒屋ニ出張ス。夜間検査ノコト遂ニ止メニナツタト云フ。

十二月二十九日（木） 一時福岡發五時二十分前輕米着、全速力ニテ六里ノ道ヲ四時弱ニテ行キ終セタ訳ナリ。酒屋ニ臨檢スル。

十二月三十一日（土） 一戸ニ行キ日没後帰宅、夜、門松ヲ立テル。

一月一日(日) 小学校ノ年賀会ニ同僚ト共ニ行キ後チ署長皆川君ノ招待ニテ署員皆行ク。受太刀ノ年賀状五六通差出ス
タメ寒サヲ犯シテ宅ヲ出ヅ。ポストニ行ク途中集配人ニ追ヒ付ク。本日ノスタンプリヲ押シテ差立テル様頼ンデオク。

一月十六日(月) 九時伊保内発晴山ノ川崎ニ立寄り酒屋ノ検査ヲ為ス。此ノ間三里、吹雪ノ為メ処ニ吹溜リアリ、道稍
困難スル。全所一時半発、山越ヲ為シ高場ヲ経テ帰宅セバ約一里余近シ。頂上マデ雪道ヲ閉ザシ頗ル閉口スル。特ニ
足ハ防寒不充分ナリシ為メ爪先凍ユルコト甚シ。高場ニテ草鞋ヲツマゴニ穿キ替ヘシ為頗ルヨシ。

三月二十二日(水) 此日彼岸ノ中日ニ当ル。近所ヨリ団子ヲ貰フコト夥シ。

三月二十九日(水) 浄法寺村ノ入口ニ来リシトキ茲ニモ祝儀アリ。花嫁殿洋傘ニ顔ヲ隠シテ通ル。予等ノ宿ノ一番娘ナ
リト云フ。長持担ヒノ者其顔ニ墨ヲ塗リテ帷フ、地方ノ風習ニテ途中墨ヲ顔ニ付ケテ祝フナリ。

四月一月(土) 晚餐後署長皆川氏ヲ訪問スル。前日昇給ノ辞令ヲ貰フ。

此日局ヨリ書面アリ。間税官吏ハ強制的ニ自転車購求セシメラル、トノコトナリ。俸給ニテ衣食シ妻子ヲ養フ者、八
十円モ出サセラル、ハ随分ヒドイ訳ナレドモ泣ク子ト地頭ニハ勝タレズ、余儀ナク買フコトニスル。

四月九日(日) 後藤君同行、軽米発、同村ノ酒屋、晴山ノ酒屋ニ寄りテ七時帰宅ス。

帰途署ニ寄ル。局管内ニ五十一名ノ転勤者アリ。後藤君ハ棚倉へ。

五月一日(月) 此夜活動写真見物ニ行ク。

五月三日(水) 八時半頃寝ニ就カントシタルニ佐野君来ル。盛岡ノ清酒品評会ニ行キタル署長ヨリ我々ノ私事旅行トシ
テノ盛岡へ旅行スルコトノ黙許ヲ局長ヨリ得タル旨電報アリシト云フ。

五月四日(木) 平塚君ノ主唱ニテ遠ニ盛岡見物ニ決ス。靴ナド磨イテ同行三人十時ノ汽車ニテ發行クコトトスル。十二時盛岡着。物産展覽会ヲ見物シ本町ノ土沢屋ニ泊ル。二三年來又内ニ盛岡モ大分賑カニナツタ。

五月二十五日(木) 水沢稅務署ヘ転勤ノ辞令來ル。予測シテ居リシモ面喰フコト甚シ。

五月二十九日(月) 九時半頃予等ハ水沢ヘ転任ノ為メ福岡停車場ヘ向フ。署員並ニ其他ノ見送り若干。五月三十一日(水) 稅務署ニ行ク。小学校時代ノ友人鈴木孫人君ノ家ヲ借ルコトトスル。

四 水沢、秋田、仙台、遠野及び相馬稅務署時代 (明治四十四年五月か

ら大正九年十一月)

(一) 財政、租稅制度の概況

明治末期の財政整理方針を受けて、大正初期の財政はおおむね緊縮財政を執った。当時の貿易は入超が激増し、外債は増加して、支払超過の処理が憂慮されていたところ、大正三年七月欧州大戦が勃発したため、財政、經濟狀勢に大きな変化をもたらした。

明治末期の非常特別稅以降、租稅負担の過重を理由とする減稅の要望が強かった。明治四十三年以降の路線を繼承して大正二年三月、所得稅の減稅を行ったものの、大正三年七月の欧州大戦發生後、軍事費の支出等により増稅の方向へと進んで行った。

大正六年十二月にたばこの値上げ、七年に所得税及び酒税の増税、戦時利得税の創設等が行われた。大戦によるわが国資本主義の発展とともに所得税の地位は向上し、大正七年以降は酒税とともにその収入額は一億円を超え、租税体系中の二大支柱となった。なお、大正七年度は一億二千万円の収入を示して租税中第一位を占めた所得税も、大戦後の不況に遇うや酒税に第一位を譲っている。

税務機構にも多くの変遷が見られる。大正二年三月の所得税の減税について、六月に全面的な行政、財政の整理を行った。このために税務監督局は五局、税務署は一二署が廃止され、税務署属も三九七名減少された。さらに五月、十一月に若干の定員の調整が行われている。

第一次世界大戦により産業界は活況を呈し、企業利益は高まった。経済の中心は商工業に移り、国民所得は増大し、工業生産額は、大正二年から十一年までの間に三倍半に向上している。このような状況を背景として所得税の地位は急速に向上し、それとともに徴税事務も増加した。大正八年六月、法人所得税事務の増加に伴い定員等の増加があった。

(二) 物価の上昇と官吏の増俸

第一次世界大戦による戦争景気は、非常な物価上昇をもたらした。開戦当初の大正三年七月を一〇〇とする東京諸物価平均指数は、十二月は九五、大正四年三月以降十月まではおおむね一〇〇を継続した。十一月に至り騰貴の傾向を示し、十二月は一一三、大正五年十二月は一三七、大正六年十二月は一七五、大正七年十二月は二二五となり、遂に大正八年八月は二六四までなってしまった。

これらの物価騰貴は世界各国は若干時期は前後したが、同様の事情にあった。この間、米価の暴騰に伴う大正七年八

月の米騒動は有名である。

物価対策として、通貨対策、物資の供給対策、租税政策などの措置が講じられたが、このほか、官吏の給与に対するものがある。

大正七年に、下級官吏救済のため、平均二十五パーセントの臨時手当を支給したが、物価上昇の趨勢はやまず、遂に、大正九年八月には、官吏俸給令等を改正して、一般的増俸を実施した。判任官は特俸百二十円を二百円（六七パーセント増）、一級九十五円を百六十円（六八パーセント増）、八級三十五円を五十五円（五七パーセント増）、十一級二十円を四十円（二〇〇パーセント増）、平均四十二パーセントのベースアップとなった。

切田氏は、この頃（大正九年）相馬税務署に在勤していたが、日記には、米価の昂騰、各地の給与増額運動、ストライキの記事が多くなっている。

特に、米価は、二十四銭（明四五・六・三〇）であったものが、五十二銭（大八・七・一一）となったので、騒ぎが起らねば奇蹟であると憂慮している（大正七年の米騒動は四十銭のとき起っている）。

（三）水沢税務署時代（明四四・五々大四・一一）

1 連合監視制度

酒類密造に対する取締は、明治末期から大正初期が最も厳格な頃であって、水沢署管内の胆沢郡、江刺郡は県下でも有数の激甚地とされていたので、取締も徹底して実施されたようである。日記にもこの頃密造取締に関する記事が非常に多い。

仙台税務監督局管内の密造取締の一方法として用いられたのが、「聯合監視制度」であって現在の用語でいえば、合同取締とも云うのであろうか。

前出「沿革誌」によれば、田植期、歳末期等における聯合監視は、旧仙台局（岩手、宮城、福島の三県を管轄、大正二年六月秋田局を合併）管内では、明治三十七年十二月築館署管内で局署により、旧秋田局（秋田、青森、山形の三県を管轄）管内では、明治四十二年二月弘前署等の管内で行なわれ、途中中断した頃もあったが大正七年まで続けられたという。その方法は、隣接署相互間を密造連合監視を行うときに限り、職員を隣接税務署相互を兼務せしめて職務執行を行い得るよう局長通達により措置し、取締職員の数を増加することにより取締の範囲を拡大せしめようとするものであった。取締は一週間程度を一期間として、集中的に広範囲に亘って行動するので、従事職員にとってはかなり激務でつらい仕事であった。

仙台局管内における連合監視制の発足は明治三十七年でも、現実に各署で実施されたのはそれより遅れた感がする（明四四・六・二一）。

2 明治天皇崩御

天皇御不例と伝えられた頃から御大葬までの感想、各地の模様など思わざる事柄を知る。「明治ノ年号モ最早ヤ書キ終リトナル」（大元・七・三一）の記事は、明治の人の感慨であろう。

3 その他の事柄

活動写真の普及（大元・九・三）、飛行器（機）が初めて同地を訪れた際の歓迎風景（大四・一〇・一一）、任官試験の準備研修（同月）、貧しい人の餅（葡萄葉餅）（大四・二・一三）、家族一同の写真撮影（大四・一・二）の風景、特

に「写真ヲスル」の珍しい用語法等、その他第一次世界大戦に対する感想や度重なる行政整理等の感想に当時の空気を
知る。そのほか、密造取締、酒造検査に関する記事が多い。なお、この頃の切田家の家族は大正三年一月に長男誕生し、
一男二女となった。切田氏三四歳、妻二七歳。

(四) 秋田税務署時代(大四・一一―大五・一〇)

秋田県地方の農家の裕福さに驚き(大五・三・一三)、密造取締の風景(同・三・一一)を記しているが、やがて猫
の沢事件が発生する(大五・六・二三)。

(五) 仙台税務署時代(大五・一一―大六・一〇)

福島県内の暖く勤め易い税務署へ転勤させる内輪の話もあったが、現実には北方の寒い遠野署に転勤となる。密造取
締で公傷を負った結果、昇給は停止され、課長への昇任は見送られ、加えて、恢復間もないときようやく課長とはなっ
たものの遠野署への転勤は、氏にとって、「局ノ同情無キ所置」であり、「憤慨ス」べきものであった。

(六) 遠野税務署時代(大六・一二―大七・四)

「遠野ハ妙ナ処デ酒終レバ必ズ飯ヲ出ス」との記事を読むと、むしろ、その他の地方の酒宴の模様を知りたいなどと
考える。此の頃、昇給をすると地方紙に掲載される慣例があり、他署の同僚からの祝状と謝辞の模様が頻繁に日記(大
七・四・九)に見えるようになった。密造摘発の端緒(大七・三・一三)は面白い。不本意な転勤ではあったが、この

とき間税課長へ昇任した。

(七) 相馬税務署時代(大七・四〜大九・一一)

第一次世界大戦の頃の物価騰貴と各地に起る増俸運動の模様が画かれている。特に、印刷工場のストライキに対する感想(大八・七・二四)、大蔵省、仙台局における増俸運動(大八・一〇・三、大九・四・一五、四・二二)の記事は興味深い。明治四十年以降、この日記には、生活が楽であるとは記されていないが、この頃の「妻が月給袋ヲ膝ノ上ニ載セ切リニ溜メ意氣(溜息)ヲスル」(大八・一一・二二)の如きはまことに切なく現在でも共感を覚える記事である。大正中期の物価高が思われる。

酒類に砂糖のような物品を混和すると、新しく酒類を製造したとみなされる規定(酒精及ビ酒精含有飲料税法)がある。この規定の適用を巡っての疑問(大九・三・九)は極めて明快である。雇員に対する研修も面白い。

(八) 年末賞与等の支給割合一覧

年	月	俸	賞与	等	年令	備考
明治四〇	一級	一四円	?円	%	二七歳	
四一	一〇	一五	三七	(二五〇)	二八	年末賞与
四二	一	一七	二五	(二五〇)	二九	々

年	月	月	俸	賞	与	等	年	令
明治四三	四	一〇級	二五円	?	?	?	三〇	歳
大正元	二	九	二七	?	?	?	三三	
三	三	九	三〇	(二七)	九〇		三三	年末賞与
四	四	八	三二	(二四)	八〇		三四	〃
五	五	八	三五	三〇	九五		三五	〃
六	六	八	三五	(三五)	一〇〇		三六	〃
七、九	七、二	一	三七	(九〇)	四〇		三七	臨時手当平均二五パーセント
七、二	七、二		二	(二五)	七		三八	年末賞与
八	八		三七	(九〇)	二五〇		三九	増手当
八、四	八、四			少額	?			年度末賞与
八、七	八、七			(二五)	七〇			中元ノ賞与
八、一〇	八、一〇			(二七)	七五			臨時手当。なお、本月より五級以下には月二割の追給
				(一一〇)	三〇〇			年末賞与

六月二十一日(水) 田植時期ノ密造濁酒連合取締ト云フコトガ發明セラレ、局ヨリ古川君、内藤君が加ハリ隣接署等ノ屬十名が花巻、盛岡ノ在方ヲ荒シテ、此日水沢部内ニ来リ相去、金ヶ崎ヲ取締ルト云フノデ、余ト黒須君モ加ハルベク余儀ナクセラル。六時発ノ一番列車ニテ黒沢尻マデ行キ同地ニ宿レル一隊ニ合シ、半分ハ自転車隊、半分ハ徒歩隊トス。余ハ後者ニ加ハリ金ヶ崎ノ在方ヲ巡回スル。

局管内稅務署ニ行政整理アリ、為メニ諭旨免官ノモノ多数アリ。

六月二十五日(日) 此夜螢ヲ見ナガラ町内ヲ散歩シ、或ハ川辺ヲ逍遙スル。一民家(町並ノ)ニ於テ切りニ忙ハシキ様子ナリシニヨリ、一寸障子ノ開キタル処ヨリ覗キシニ婆ラシキ女一斗樽ニ濁酒ヲ仕込ミ、今ヤ水ヲ入レ干酒母ヲ混ジツツ居レリ。

六月二十六日(月) 前夜ノ濁酒密造ノ民家ニ臨檢スル。婆ノ独身者ニテ飲食店ヲ營ムト云フ。

七月十日(月) 直稅係ノ兼務ヲ命ゼラル。面白クナカツタガ詮方ナシ。

七月十四日(金) 黒須君、木村君、伊藤君同伴シ、藤里村ニ出張スル。岩谷堂ニテ巡查三名ノ応援ヲ得、酒母麴ノ密造場タル(某)等ノ山林ヲ搜索シ得ル所アリ。差押物件ハ村役場ヨリ助役ヲ呼ビテ運搬保管セシメタル等ヨリ同地出發歸途ニ付キシハ九時過ギ。

八月十七日(木) 黒須君、伊藤君同伴姉妹村ニ出張、密造調査ヲスル。少許ノ濁酒ヲ見付ケシモ其製造場所ヲ発見セズ。困ジハテタル結果、其家ノ五ツバカリノ男ノ児ニ、父チャハ何処カラ甘酒ヲ持ツテ来ルカト問フニ、子供ハハシゴヲ掛ケテソコカト梁ヲ指ス。依ツテ僅カニ密造場所ヲ発見スル。

八月二十三日(水) 木村君ト岩谷堂町ニ行ク。予ハ自転車アルモ乗ル稽古ヲセザル為メ草鞋ニテ、木村君ハ自転車ニテ

行ク。

九月六日(水) 二時半ニ起床、藤里ニ向フ。道暗クシテ提灯ヲ用フ。同村ニ入りテ二手ニ別レ、予等四名ハ(某)宅ニ臨檢ス。漸ク起床セシバカリナリ。犯則ノ形跡アリ。嫌疑者ハ予等ヲ見テ二回逃走ヲ企テシモ追ヒ付キテ引捉フ。麴室ノ所在地タル山林ニ案内セシメシニ全ク異ナレル方向ニ行キ、藪ノ中ヲクグラセラレ非常ニ閉口スル。遂ニ隙ヲ窺ヒ同人ハ逃走シタルモ密告書ニヨリ遂ニ密造現場ヲ発見ス。七時岩谷堂へ帰宿ス。

十月十三日(金) 戊申詔書^(注1)ノ奉読式ヲ署ニ於テスル。出張吏員多ク上席トシテ安達君ガ奉読スル。「倚藉^(注2)シテ」トアルヲ「キセキ」トヤツタノデ可笑シクナツタ。由来勅語ノ奉読ニハ様々ノ滑稽ガアルノハ随分面にナ文字ガアル為メダト思ツタ。

十月十四日(土) 秋收期ノ密造監視隊員各署ヨリ到ル。細井檢事、千葉間稅部長其ノ他合セテ十数名。予ハ自転車乗用出来ヌ等ノ關係ヨリ加ハラヌコトトナリ大イニ喜ブ。引換へ加ハラヌ管ノ加茂君ガ盛岡行キト定マリ大ニコボス。十月三十一日(火) 此夜畠山君ヲ引ツ張り出シ助手トシテ馬檢場ニテ自転車ノ稽古ヲスル。

十一月二十六日(日) 前沢町ノ酒母密造檢挙ノ為メ早々ニ晚餐ヲ了シ同僚五、六名ニテ九時ノ夜行ニテ出張スル。町内ノ酒母密造嫌疑者三名ノ宅ヲ手別ケシテ搜索スル。余ハ黒須君ト麴屋(某)ト云フ者ノ宅ニ至ル。搜索中戸外ニテ格闘始マリシガ如キ咩音聞ユ。予等ノ臨檢ハ余リ有効ナラザル風ナルヲ以テ之ヲ捨テテ応援ニ向フ。木村君ガ盛ニ一人ノ男ト格闘中ナリ。余モ黒須君モ拳固ノ各四ツ五ツヲ喰ハス。遂ニ引捉ライテ調査スルニ予想外ノ犯則者古城村ノ(某)ト云フモノナリ。巡查ノ応援ヲ求メ犯則者ハ宿ニ引上げ、予ハ鈴木君、伊藤君ト残りテ嫌疑三人ノ内ノ一人ノ宅ヲ搜索シ得ル処アリ。

十一月三十日(木) 此夜、木村君宅ニテトロ、飯ノ晚餐会ヲ催ス。黒須君ハ雞一羽、余ハ山芋ヲ買フコトトスル。

十二月二日(土) 六時退庁、畠山君来ル。画集ヲ見テ之ヲ品評ス。奇抜ナコトモ云ハズ、アリフレタ世間話ヲシテ、茶ヲ呑ミ菓子ヲ喰フ。幾日モく、斯ク平和デアリタイト思ツタ。

十二月六日(水) 七人ニテ自用濁酒檢拳ノ為メ衣川村瀬原ノ近所ニ行ク。風雪ノ為メ寒キコト甚シ。二軒ニテ濁酒ヲ見付ケシガ、居宅ヲ離ル数十間又ハ数町ノ山林等ニ隠シ置キ、共ニ自分ノモノニアラズト云フ。調書ヲ作成シ終リタルトキハ既ニ三時半ナリ。五時一分ノ汽車ニ間ニ合ハスベク二里弱ノ前沢停車場マデ馳ケ足ヲスル。水沢ハ雪稍積リテ道路マデ白ク、月光之ニ影シテ初冬月夜ノ美觀遺憾ナク現ハル。

十二月十一日(月) 五時退庁。黒須君ヲ誘ヒ署長藤飯氏ト共ニ芝居見物ニ行ク。大切リ、叔父甥ト云フ喜劇ハ翻譯物丈ケニ一寸面白シ。

十二月十八日(月) 此夜家族ヲ伴ヒ活動写真見物ヲ為ス。

十二月二十六日(火) 此日モ岩谷堂ニ行ク。此日モ馬車ハ満員ニテ窮屈ヲ感ズ、サレド泥道ヲ歩クヨリ楽ナリ。年賀状ヲ書ク。

十二月三十一日(日) 前夜妻徹夜シ裁縫ス。此日休暇、一寸役所ニ行ツテ見ル。会計帳ノ締メヲククル。

——明治四十五年・大正元年——

一月一日(月) 署員五、六ト小学校ニ於ケル交賀会ニ臨ム。署員及ビ同級生ヲ回礼ス。

一月十二日(金) 間税官吏ノ服制改正アリ。従来ノダブルヲ立襟ノ一行釦ニ改メタル外格別ノ差ナシ。

一月二十一日(日) 此朝モ起床前布団ノ中ヨリ顔ヲ出シテ新聞ヲ見ル。ち多ハ懐ノ中ニアリテ片言交リニ唱フ。きぬ子

ハ舌切雀ノ昔噺ヲ処々抜キ、水沢弁ニテ語ル。きくハ炊事ニ忙ハシ。

一月二十二日(月) 岩谷堂ニ出張スル。前夜ノ雪融ケテ道悪シ。往復、馬車ニスル。

加茂君ガ着任来、密造取締專担員トナリ駐在スル為メ、割ノ悪イトカ何トカ不平ラシキ模様アルトカニテ二月ヨリ交替スルコトトナツタ。

二月十九日(月) 常陸山水戸ヨリ愈々国会ニ出ル運動ヲ開始セルト新聞伝フ。臆テ義大夫連モ議員タルベク法海節(編注、明治二十四年頃流行した俗謡)モ代議士タルベシ。面白キ世ナリ。風呂ノ帰り夜勤。

二月二十五日(日) 昨十二月中、金ヶ崎中志田ニ於テ余ガ検拳セシ(某)ノ清酒密造事件ノ証人トシテ、右本人宅ニ於テ訊問アル為メ新妻判事ト同行出張ス。雪甚ダ險シ。往々道ヲ踏ミ外シテ溝ニ落ち入ル。新妻氏ガ帽ヲ風ニ取ラレ、雪中ニ転倒セシナド滑稽ノ最タルモノナリシ。

三月九日(土) 零時マデ炬燵ニ入ツテ眠リ(制服ノマ、)零時半頃ヨリ黒須君、小野寺君同伴、岩谷堂ノ(某)酒造店ノ夜間屋外監視ノ為メニ出張ス。着セシ時ハ二時ナリ。偶々膠加工中ナルヲ門外ノ節穴ヨリ望ミタルヲ以テ臨検調査ス。結了セシハ九時ヲ過グ。更ニ別ノ酒屋ヲ検査シ、馬車ニテ二時頃帰水。町内ノ酒屋ニ軒ニ臨ミ、三時帰宅。食事を為シ五時マデ臥ス。夕刻黒須君等来リ雑談シ黄昏帰ル。夜一寸役所ニ行ク。

三月二十六日(水) 一ノ関署ニ密造取締ノ計画アリ、二人ノ間税課員当署ヨリ出張セネバナラヌト云フ。木村君、鈴木君ヲ出張セシメント署長ハ云フ。幸ニ余ハ免ル。

三月二十七日(水) 夜、自転車ノ練習ヲ為ス。ソロ／＼独リデ遠乗リヲスル自信ヲ生ズ。
四月七日(日) 衣川村ノ瀬原マデ自転車ニテ往復ス。前沢停車場ヨリ町ニ出ツルトキ、遠藤君ヨリ依頼サレタル帳簿ヲ

脇ニ抱へ自転車ニ乗リシガ、落チサウニナリシヲ直サントシテ、梶ヲ取り損ジ活版所ノ格子ニ当リ三四本ヲ破ル。粗忽ヲ述ベ銀貨ニケヲ出シテ弁償金ニ充ツ。

五月五日(日) 小野寺君同行、真城、古城ニ出張ス。真城村中野、(某)方ニテ濁酒ヲ見付ケシガ、同人並妻ノ(某)ト云フ好カヌ奴、家族ノ(某)、(某)ト云フ者共四名ニテ暴行ヲ為シ、証憑ヲ煙滅サレシガ、其間ニ我々モ苦心シテ職務執行抗拒罪ノ証拠、酒造税法違反ノ証憑トナルベキモノヲ收取セリ。但シ余ノ新シキ帽子モ濁酒ヲ浴ビシニヨリ証憑トスルコトトセシガ、明日ヨリ古帽子ヲ又頂カネバナラヌニハ閉口ス。

五月六日(月) 小野寺君ト同行衣川ノ北又方面ニ出張ス。偶々酒母ノ行商人ヲ見付ケ尋問ノ結果、長袋ノ(某)ト云フ密造者ナルコトヲ確メ、同人ヲ同行セシメ居宅ニ至リ搜索シテ、巧ミニ設ケシ麴室ナドヲ見付ケル。米麴、水酒母、^(症3)干酒母^(症4)ナド少ナカラズ。但シ同人宅ハ貧窮シ、犯則者ハ足ヲ木材ニ挾マレ不具トナリ居リ、生計資料トスルタメ犯則セシト云フ。可愛想ニ感ズ。

午後六時過ぎ取調ヲ終リ、帰ル途中暗夜トナリ歩行困難、一民家ニ立チ寄り炬火ヲ無心ス。提灯ヲ貸シテ呉レル。且ツ時間モ遅イ故晚餐ナラバ麦飯ヲ食ツテ行ケト云フ。親切ノマニマニ小野寺君ト共ニ味噌漬ケノ大根二三切ニテ炊枕ヲ平ゲ、漸ク九時前沢三浦屋ニ着泊ス。風呂ニ入り疲レタレドモ昨日来ノ日記ヲ認メ、検査日誌モ同様整理ス。

五月二十八日(火) 前沢ニ宿ル。此夜麥ニ蒸シ暑キ処ニ寺島君ガ高声ニ琵琶歌ヲヤリ、黒須君、高畑君ハビールヲ呑ミ寝付カレズ。

六月二十一日(金) (五人で前沢町に出張中) 此日衣川村ニ出張、二手ニ別レ取締ヲ為サン計画ナリシガ、雨繁ク皆々行クコトヲイヤナ様子ニテ、誰レノ発議トモナク遂ニ出張セズ帰宅スルコトニスル。宿ニテゴロ／＼スルノモ退屈ト

云フノデ、廻リ將葉ヲ為シ菓子ヲ買フ。二時間バカリ昼寝シ五時ノ汽車ニテ帰宅ス。

此日ノ出張ハ余モイヤニハ思ハヌコトナカリシモ、終日宿ニ居リテ出張セシガ如ク装フハ何ントナク後ロメタク不快ナリシモ、之ヲ云フトキハ他ノ先生方ノ感情ヲ悪クシサウダカラ黙ツテ居ル。

六月二十四日(月) 一家ニテ婆ガ午睡シ居リシ床下ニ濁酒ヲ密造シ居レルヲ発見スル。晚餐後、一寸署長ノ宿ニ行ツテ見ル。行政整理吏員陶汰ハ十一月中ナリト云フ。四十二年ノソレヨリ大ナルベシト云フ。

六月三十日(日) 日曜日ニ付キ午後ヨリ休ム。黒須君等ト公園ニ行キ自転車乗リヲスル。米二十四錢トナル。新聞ニテ貧民ノコトヲ矢鱈ニ書キ立テル。

七月四日(木) 町内ノ売薬屋ニ検査ニ出ヅ。米ガ仙台ニテ二十八錢トナル。饑ニ迫リテ道ニ行倒レシ者アリト新紙伝フ。米価ノ騰貴停止スル処ヲ知ラズ。間税ノ本官六人余ノ宅ニ集ル、日没後解散。

七月二十一日(日) 陛下御不例ニ涉ラセラレ、御熱四十度五分御悩不首ノ御状態ニアラセラルル旨新聞伝フ。御病名ハ御尿毒ナリト云フ。恐懼措ク所ヲ知ラズ。

七月二十三日(火) 陛下ノ御病氣御経過尙々良好、御恢復ヲ神仏ニ祈念スルモノ多シ。

七月二十七日(土) 陛下ノ御不例ニ付キ身ヲ以テ替ランコトヲ神仏ニ祈念シ自殺セルモノアリト伝フ。其情ヤ憎夫ヲシテ立タシムベシト雖モ其手段ヤ誤レリト云フベシ。

七月二十九日(月) 聖上陛下御危険ノ御状態ニアラセラレ各宮殿下御参内アラセラル。国民ノ痛嘆效ニ極マル。神明ノ加護遂ニ非ル乎。

七月三十日(火) 陛下午前零時四十三分御崩御アラセラル。国民トシテノ悲嘆何物カ是ニ如カン。噫々。

七月三十一日(水) 署員一同ヨリ陛下崩御アラセラレタルニ付キ、天機ノ奉伺文ヲ書ス。

陛下崩御ノ日ヨリ年号ヲ改メテ大正トナル。明治ノ年号モ最早ヤ書キ終リトナル。

八月十一日(日) 興沢氏一ノ関署長ヨリ北海道ノ監督局ノ間稅部長ニ転任シタル由。

九月三日(火) ライオン齒磨ノ廣告活動写真來ル。袋ヲ買フテ総員引率見物ス。

九月十二日(木) 明十三日御大葬ニ付キ四時ニ小学校ノ御影奉還ノ為メ式アリ。署長等四五名ト共ニ行キテ最後ノ拜ヲ為ス。小学生徒ハ一同校庭ニテ大葬ノ唱歌ノ練習ヲ為セリ。

九月十三日(金) 御大葬ノ為メ三日間官庁事務休止。

九月十五日(日) 乃木大将夫妻自殺ノ詳報新聞ニ出ヅ。將軍夫妻ノ自殺ニ付キテハ世上舌難ノ声アルベケレド(朝日新聞モ志ヤ称スベキモ理ニ於テハ取ラザル旨付記シアリ)余ハ台湾總督以來日露ノ戰役ヲ經テ現今ニ至ル將軍ノ経路ヲ思ヒ、且ツ其平素ノ言行ヲ考ヘ云フベカラザル一種ノ崇敬ト悲哀トヲ感ズ。

九月三十日(月) クラブ化粧品廣告ノ活動写真アリ。妻子ヲ伴ヒ行ツテ見ル。

十月四日(月) 此日ヨリ十日間、花巻、水沢、一ノ関三署ニ於ケル秋收期ノ密造取締執行ノ為メ、集合地タル花巻ニ自転車ニテ行ク。水沢ヨリハ黒須、高畑ノ両君ト余ノ三名。出発ニ臨ミ一ノ関ノ三君水沢ニ来リ行ヲ同ジクス。

十月二十三日(水) 聯合監視終了ニ付キ記念トシテ一ノ関署ノ庭前ニテ写真ヲスル。

十一月十二日(火) 行政整理、經費節約、此日ノ閣議ニテ陸軍ヲ除ク各省決定。

十二月二十日(金) 行政整理モ愈々着手スルガ如シ。論旨免官希望ノ者ニ辞表提出ノコトヲ局ヨリ達ガアツタソウデア
ル。

十二月二十一日(土) 伊藤、松原両君ト若柳村ニ出張、宿泊ス。二階ノ梁ナキ処ニ瀬戸火鉢ヲ擁シテ三人縮マル。寒サ甚シク夜熟睡シ難シ。

十二月二十三日(月) 余ト遠藤君昇給シタリト云フ。余ハ昇給スル、賞与ハ歩合高シ。間税ノ同僚三四不平ヲ云ツテ居ルトノコトナリ。

——大正二年——

一月一日(水) 諒闇ノ新年至ツテ寂シ。朝雑煮ヲ祝ツタ後ハ新年号ノ新聞ナド見ル。

一月七日(火) 朝鮮総督ガ官邸ニ京城ノ妓二百余名ヲ引上ゲテ官民有志ヲ招待、三日ニ亙リ招宴ヲ催セリト伝ヘラル。

勝手ナ真似ヲシテモ官位高ケレバ障リナク、小役人ナレバ屁ノ様ナコトアリテモ兎ヤ角イデメラル世ナリト同僚云フ。

一月十二日(日) 福岡村広瀬村巡回シ、田租ノ徴收督励ニ従事ス。広瀬村ノ滞納者ハ役場ヨリ里余ノ処、風雪ヲ犯シテ行ク。

三月四日(火) 此日初メテ本年ノ自転車ヲ用フ。ハムレットト聞キ妻子ヲ伴ヒ芝居見物ス。稍々見ルニ足ル。

三月十日(月) 朝日新聞ノ行人(漱石先生)益々面白シ。

三月二十二日(土) 風雪ヲ犯シテ上衣川北股ノ奥ニ向フ。四時過ギ字西ノ窪ノ民家ニ泊ル。地方ノ豪家ナル故、碁石アラント思ヒ、之ヲ嫁ニ問フ。ゴブツ(御仏ノ意カ)ナレバ田茂山デ鑄サセ神棚ニアリマスルガ、白イ石ト黒イ石トデ拵イテハアリマセント云フ。更ニ姑ニ碁盤ハナイカト尋ヌ。宅ニハ無イト答フ。矢張り姑ハ姑文ケ碁石位ハ知ツテ居ルト思ヒシニ、何ニゾ計ラン。云ヒ加ヘテ曰ク、十七年前ニハ蒔イタコトガアリマシタガ、此ノ辺デハ胡麻ハ植エ付

ケマセント。

四月五日(土) きぬ子本日入学、妻二件ハレテ学校ニ行ク。

四月十三日(日) 日曜ニ付休暇ス。署員全部ニテ日曜俱樂部ヲ組織シ毎月一回休暇、娯楽ヲ為スコトトシ、本日第一回ノ会ヲ催ス。大内屋ニ行キ囲碁、将棋ヲ為シ、蕎麦ヲ食フ。

四月十七日(木) 夜(某) 来リ、町會議員ノ選挙ニ付キテ助力ヲ乞ヒタイト云フ。余モ選挙権者ノ一人ナルコトヲ初メテ知ル。

四月十八日(金) 排日的土地所有禁止法案、加洲議會下院通過ス。日本ノ各新聞、米國ノ幾部ノ新聞、当局者等撤回ニ努メタルモ効無シ。近来ノ新聞殆ンド此問題デ約四分ノ一ヲ埋ム。

四月二十日(日) 午前中出勤執務ス。読書ス。四書ノ内、大学ヲ努メテ見シモ面白カラズ。孟子ヲ読ム。更ニ倦ムコトナシ。

四月二十五日(金) 小学校ノ運動会ナリ。きぬ子初メテノ事ナレバ嬉シクテタマラズ、早起シテ騒ギ立テル。之ニヨリ遂ニ余モ起キル。七時頃一寸病氣中ノ署長ヲ見舞フ。二時半前沢ヨリ帰宅、運動会ハ既ニ終ル。

五月六日(火) 帰宅後夜間マデカカリテ自転車ノ修理ヲナス。

加洲排日案愈々兩院通過セリ。本國ハ勿論米國中央政府ノ非常ナル運動モ遂ニ此一小洲ノ議會ヲ動かスニ足ラヌトハ情ナシ。

五月七日(水) 前沢マデ自転車、峠ヲ越エテ衣川ニ出張。酒屋ニ臨ミテ粕ノ検査ヲ為シ五時帰宅ス。前沢ニテ自転車ノゴム管破レ修理ニ手数ヲ為ス。

此夜、車ノカツチャン等ヲ招キテ蓄音機（編注、借り物）ヲ聞カス。矢鱈ニ粉黛ヲ施シ金渡金ヤラナンヤラノ指環ヲ嵌メ、芳香芬々タリ。少シク滑稽ニ感ズ。

五月九日（金）此夜子供ニ強請セラレテ遅ク浪花節芝居ト云フノニ行ツテ見物ス。浄瑠璃ノ替リニ浪花節ヲウナル歌舞伎ナリ。

五月二十四日（土）行政整理デ愈々論旨免官ノ達ガ来タ様ダ。希望辞職者ノ児玉、寺島、松原ノ三人ト鈴木克巳君ノ四人ナリト云フ。

五月二十八日（水）行政整理ニヨリ免官者ノ通報署長ニ来ル。知ツタ人々モ七、八名アリ。

五月三十一日（土）汲川君ヲ伴ヒ愛宕ニ出張ス。此日ノ旅費ハ町村吏員ノ集合ニ要スル茶菓代ニシタイカラ寄附シテ呉レ、十二時頃マデニ帰ツテモヨイト云フ。僅カ一円内外ノ端タ金、ソシテミツタレタコトヲ云ハズニ署長ガ自身デ出金シタナラヨササウナ意氣地ノナイ話シダト思ツテ居ル矢先、出張中ノツマラヌ事件ニ付イテ兎ヤ角小言ラシイコトヲ云フカラ余モ怒リ氣味ニ返答シテ遣ル。

六月十日（火）明日ヨリ加茂君等三人聯合監視デーノ関行ノ予定。不平ダラ／＼ナリ（過剩ノ勤勞ノミニテ得ル所少ナキ故ナリ。）。

六月十一日（水）初メテ単衣ヲ着ル。行政整理愈々発表（但仙台局文ケ）。免官者二十数名転勤者数十名。

七月三日（木）四時半退庁ス。此日署内ニテツマラヌ濁酒密造犯ヲ余等二三三人、之ヲ不問ニ付セント主張シ、蔵田君及ビ署長ハ之ヲ処分セント云ヒ稍々論ゼシガ、遂ニ署長ノ主張ノ通り処分スルコトニ為タリ。コンナ輕微ナ犯則マデ仮借セヌカラ稅務官吏ガ誅求ダトカ苛酷ダトカ批難セラル、コトト思フ。

八月二十四日(日) 休暇ス。水彩画ヲ試ミ居リシトキ坂本君来ル。午後一時頃マデビールヲ飲ミナガラ雑談ス。鰻井ヲ取寄セタルニ喰ハヌト云フ。

八月二十七日(水) 暴風雨・大蔵大臣高橋是清男、水沢駅通過ニ付キ雨中停車場ニ迎送ス。

九月一日(月) 本日ヨリ暑中休暇ス(編注、七日まで七日間)。

九月十六日(火) 署内執務、二時半ヨリ小学校ニ於ケル大内青巒居士ノ教育ニ関スル講演ヲ聴クベク行ク、権識、常識、学識之ヲ智識ト云フ。就中、権、常ノ二識ハ人格ノ大部分ヲ為ス。然ルニ現今ノ教育制度ハソノ学識ノミニ重キヲ置ク傾アリ。教育家ノ注意ヲ望ムト云フ意ヲ演説セリ。

十月二日(木) 千葉君同行、町ノ酒屋ニ持越検査ニ出張ス。騎兵旅団(盛岡ノ)演習ノ途次水沢泊、余ガ宅ノ近所ニ炊事場ヲ設ク。散歩ノトキ一寸覗キシニ兵士等五六、塩鮭ヲ切ルアリ、芋ノ子ヲ洗フアリ、竈ノ下ニ薪ヲ投ズルモアリ。

十月十八日(土) 明日ヨリ水害地調査(編注、八月二十七、八日ノ暴風雨により明治七年以来の大洪水があった。)トシテ半ヶ月バカリ直税ニ手伝ハネバナラズ、仍テ残務(保証物、酒類移出入)整理トシテ在署ス。四時半退庁。此日伊藤薫君任官、若松ニ転勤ノ辞令至ル。同君ノ喜悅大シタモノナリ。之ヲ祝フニ、一年以上モ他人ヨリ遅レタカラ、ナリト云フ。ソナナコトヲ云ハズニオ蔭ニテ漸ク任官シマシタト云ヘバ、頗ルヨイ伊藤サンダガト冷評シテ遣ル。

十月二十五日(土) 未明妻ヲシテ昨夜修繕シタル自転車ヲ検セシメシニ、又穴ガ出来タラシイト云フ。イマイマシケレドモ直チニ起床修理シ、六時半発相去村へ出張ス。霧深ク寒気甚シ。水害田ヲ視察スル計画ナリ。

十月三十一日(金) 天長節祝日(編注、大正天皇の御誕生は八月三十一日、天長節は八月三十一日であった。)ニテ休

暇。九時、小学校ノ官民共同ノ祝賀会ニ同僚ト共ニ臨ム。学校兒童ノ旗行列アリ。

十一月二日(日) 初雪。

十二月十二日(金) 真山君、芳賀君同行、雨中、白山ノ取締ニ従事ス。前沢近クノ(某)宅ニテ婆、干酒母ノ袋ヲ懷ニ隠シタルトカニテ、芳賀君之ヲ取り返サントセンガ、爺ト伴夫婦乱暴ヲ為シ之ヲ妨ゲ、四人ニ取囲マレテ如何トモシ難シ。真山君ハ例ノ通り猫撫声デ鎮メントシタルモ効ナク唯傍觀スルノミ。余ハ裏手ニ居リシガ騒動ヲ聞キ付ケテ馳ケ行キ、草鞋ヲ脱スルニ暇ナク土足ニテ台所ニ上リ爺ト婆ヲ両手ニ押ヘル。爺ハ益々怒リ罵声ヲ放ツコト甚シ。忽チ咳唾飛ンデ余ノ唇ニ入ル。穢キコト云ハン方ナシ。

十二月十五日(月) 小山村ヲ經テ衣川村上衣川石場ト云フ屢々宿リシ農家ニ宿ヲ求ム。峠ヨリ日昏レテ半里余夜行スル。山奥丈ケアリテ積雪意外ニ多シ。煎餅布団ノ為メ寒サ甚シク熟睡シ難シ。

十二月十六日(火) 寒サニ閉口シテ早起ス。此朝塩引鮭ノ吸ヒ物ヲ食ハセラレ渴クコト甚シ。此日ハ南又ノ区長マデ行キ宿泊スル予定ナリシガ、昨夜ノ宿ト略、同シカラシクヲ氣使ヒ遽カニ變更シテ、前沢ニ出テ三浦屋ニ宿ス。此夜モ寒サ強シ。夜具薄ク睡眠ヲ妨ゲラル。

十二月十八日(木) 鈴木局属同行。町酒屋ヲ検査シ岩谷堂ニ出張。酒屋ニ臨ミ六時同町泊。鈴木ト云フ先生、付合ツテ見ルト中々話セル先生ナリ。同君ノ曰ク官海ニ居ル内ハ成ル丈ケ自己広告ヲスルコト(局員ナドト多ク接スルコト)圭角ヲ取ルコト(何ンデモ唯々諾々タルコト)ガ運命開拓ノ最要務ナリト云フ。平凡ナ事ナレド近來予ハ此感ヲ生ジ居リシ丈ケニ一層同君ノ説ニ首肯セリ。

十二月二十二日(月) 年末賞与及昇給ノ辞令來ル。昇給者五六名、賞与ハ月俸ノ九割位ノ処、例年ヨリ稍々歩合ヨシ。

十二月二十四日(水) 五十川君ト共ニ三越ニ縞羅紗ノ引廻ヲ注文ス。

十二月二十五日(木) 電燈会社ノ始業祝賀会ガ向ヒノ芝居小屋ニテ開カル。

二児、母ヨリ新シキ足駄ヲ買フテ貰フ。頗ル恐悦シ、歳暮贈答ノ風ヲ真似ス。姉ハ座敷ニ在リ妹ハ台所ヨリ右ノ足駄包ミヲ抱ヘ他家ヲ訪問スルトキノ風ヲ為ス。

妹「御免下サイ」、姉、仕切ノ杉戸ヲ開キ「何誰様」、妹「ハイ、ちゑ子デゴザンス、コノ下駄オハキヤツテ下ナンセ」、姉、「コレハドウモ有難フ御座ンス」ト、馬鹿丁寧ナル礼ヲ交換ス。

十二月二十七日(土) 年賀ハガキヲ数十枚認ム。今年ハ始メテ印刷セルハガキヲ用フ。

十二月二十九日(月) 鎌田君、五十川君同伴、濁酒密造防止組合設立ニ関シ南都田村役場ニ出張ス。役場ノ近所ニテ二名調印ヲ拒ミタル者アリ。説諭ノ為メ其宅ニ立寄ル。内一名濁酒ヲ密造シ居リシヲ偶然ニ発見ス。家貧ナルモ組合ニ苦情ヲ云フ奴ノ見セシメノ為メトモナルカラト調書ヲ作ツテ帰ル。

——大正三年——

一月一日(木) 此年ハ同僚モ合ハシテ全々回礼ヲ廃ス。

一月十四日(水) 永岡村ニ密告調査ニ行ク。嫌疑者三人。手別ケシテ臨検搜索スル。余ガ搜索中ランプニ頭ヲ突キ当て破碎シ弁償シタル滑稽アリ。五時頃同地ヲ引揚ゲ、暗夜ヲ歩キ七時半帰宅。晚餐後役所ニ行キ少シク執務シ十時帰ル。

一月二十五日(日) 岩谷堂ノ酒屋ヲ廻リ三時帰宅。此日長男ノ一週日、多少ノ馳走アリ。紅白ノ餅ヲ拵イテ知己ニ贈ル。幸男ト命名ス。議會ハ時事問題夥多アリ。国技館以上ノ賑ナリ。問題ノ一、二ヲ挙グレバ、増師及ビ海軍充実、

我海軍々人独逸ノ一会社ニ対スルコンミツション事件、悪税（塩、織物、營業、通行）廃止ナド。

二月一日（日） 署内執務、日曜ナルヲ以テ三時退庁ス。シーメンス事件脅嚇者プーレーノ女房、夫ノ収檻ヲ苦ニシ自殺スル。外国ノ婦女トシテハ稍々ハナセル女ナリ（但後報アリ。傷ハ急所ヲ外レ生命別条ナシ）。

二月四日（水） 小野寺君（警部補）ト里余同伴ス。貧民視察ノ為メ出張セリト云フ。貧民一日ノ食料ヲ問フ。五銭ノ収入アレバ、一日ノ凌（ギ）ガ付クト云フ。

三月一日（日） 署内執務、四時半退庁、行火ノ為メカ退庁後頭痛スル。古川稅務署ノ遊佐貞夫君ニおりう（編注、筆者の妹）ヲ呉レヨト申込ガ来ル。商家カ農家ニ呉レタイト思ヒ話ス。商家ナドニハ行カヌ、役人デナケレバイヤダト云フ。馬鹿ナ奴小役人ナゾ何処ガヨイカ、ヤツパリ此奴モ所謂虚栄ノ奴隸ダト思フ。

三月八日（日） 密造防止協議会ヲ郡衙ニ開ク。地方裁判所長、檢事正、郡長、警察署長、稅務署長、篠崎副監督官、草間間稅部長等四十名。最後ニ檢事正、監督官ノ講演アリ五時散会、直チニ菊善支店ニテ宴会ヲ催ス。

三月三十一日（火） 年度末ヤラ酒造、醬油ノ税金納期日ヤラニテ大ニ奔走ス。四時頃漸ク完納トナル。

四月十七日（金） 夕刻辭令来ル。安達君ハ一ノ関、蔵田君ハ大曲へ。多分余モ何処カヘヤラルルナラント覚悟シ居リシニ居据ハルコトトナル。是カ非カ判断ニ苦シム。

五月二十四日（日） 御大葬（編注、四月十一日（土） 皇太后陛下崩御ノ旨御発表アラセラル。国民ノ悲痛言フ語ナシ。）ニ付イテ休暇ス。晚餐後、町ノ酒屋ノ焼酎査定ヲ為シ直チニ公園ノ遙拝所ニ行ク。同僚ト同伴ス。式場明治天皇ノ時ト寸毫ノ差ナシ。篝火、神官ノ拝辭ヲ奏スル、状、壯嚴神秘宛ラ横山大觀ノ画ヲ見ルガ如シ。九時半帰宅。

五月二十八日（木） 田植時期ノ連合監視ヲ計画スル為メ一ノ関ノ佐藤茂忠、花巻ノ吉野幸之助両君来署、三時過ギマデ

協議ヲ為ス。

六月五日(金) 愈々今日ヨリ十六日マデ、花巻、水沢、一関ノ三署連合密造監視ト云フノデ、自転車携帯、真山君、千葉君同伴シ花巻市内横川目ニ集合ス。黒沢尻ニテ花巻ノ署員ト合シ、横川目ニ四時着。着宿後、シャツチノ汗ヲ洗ヒ清メシガ、夕刻マデニ全ク乾燥ス。

六月六日(土) 五時発宿、川尻泊ノ予定ニテ沿道ヲ取締リ行ク。通信アリシモノノ如ク更ニ得ルナシ。予定ヲ変ヘ湯田温泉ニ向フ。余ガ濁酒密造発見シ、遂ニ暴行ヲ受ケシガ兎ニ角相当調査ヲ了シ、六時半温泉着。

温泉ノ女将色白ク眉目稍ヨシナレドモ、モンベト称スル乗馬ズボンノ如キ(他地方ノソレトモ聊カ異ナリ)モノヲ穿キタル様甚ダ滑稽ナリ。二回入浴シ十時臥ス。月階下ノ水田ニ影シ清光鏡ノ如シ。

六月七日(日) 温泉近在ノ取締リヲ為ス。此日盛岡ヨリノ一隊(隊)ト温泉ニテ合スル協議アリ。共ニ慰勞ノ意味ニテ早着ノ申合アルヲ以テ一時半帰宿ス。局属伊東君外九名ト合シ都合十八名トナル。川尻警察署長来訪。妻ニ絵ハガキヲ書イテ出ス。

六月八日(月) 川尻警察分署ニ立寄り署長等同行川尻近在ヲ取締リ、午後一時川尻発五時黒沢尻着。行程十八里、道路ヨク自転車飛ブガ如シ。更ニ隊ヲ編製(成)シ二隊トナス。余ハ西組ニ加ハル、コトトナリ。明日水沢ニ帰ル予定ヲ為ス。

六月九日(火) 伊東局属外六名同行六時半帰署、金ヶ崎ヨリ水沢マデ道路頗ルヨシ。自転車飛ブガ如ク速力一里、十分ノ割。

六月十一日(木) 衣川村へ出張、衣川村ニ自転車ヲ持ツテ行ク。国道ニ出ルマデハ殆ンド乗ルヲ得ズ。衣川ノ奥川内ニ

テ濁酒製造一件余ガ発見、檢拳セシガ、密造場所ハ納戸ノ梁上ニシテ一隅ノ梁板ヲ切り抜キ、ソノ口ヨリ出入スル装置ナリ。発見シテ昇リ入ラントセシニ、板非常ニ重シ。初メ濁酒桶ヲ載セ置キタルナラント思ヒ、徐々ニ持上ゲ頭ヲ突込ミシニ遽カニ重量倍加シ手支ヘル能ハズ、首板ニ狭マル。暫時ニシテ梁上人アリ。板ヲ踏ミ居リテ余ノ入ルヲ防グモノナルコトヲ知ル。苦シキマ、大声叱呼スルモ容易ニ交ラズ。漸クニシテ同行セル三上君等来リ僅カニ負傷ヲ免ガル。是ヲ見ルニ梁板上ノ濁酒ト思ヒシハ大石二個ニシテ人ハ其家ノ婆ナリ。但濁酒ハ梁上ノ別ノ所ニアリ、余等ノ臨檢ヲ知リテ早クモ老婆ノ梁上ニ昇リテ板ノ動力ザル様ニナシ置キタルモノナルベシ。帰宿後モ頸部變ニ痛ミヲ覺ユ。

六月十五日(月) 十有余日ノ自転車乗用取締而モ払曉ヨリ黄昏マデノ過劇(激)ナル勤務、誰モ頗ル疲労ノ色アリ。漸ク本日ヲ以テ終了ニ付キ関係者十数名晩餐会ヲ催ス。

六月二十二日(月) 千葉君同行、福岡村ニ出張。密告ニヨル無免許麵製造者ヲ檢拳シ、八時半、字口内ノ神官ノ処ニ宿ヲ求ム。

七月二十一日(火) 前夜蚊張ノ中ニ二三匹ノ蚊入り、ランプヲ手ニシテ叩キ殺ス。為メニ熟睡時間五時バカリ。

七月三十一日(金) オーストリア、セルビヤノ兩國愈々開戦トナル。独逸ハ塙、露国ハ塞ノ尻押ト出掛ケル。東歐ノ風雲愈々急ナラントスト新聞伝フ。オー、セ開戦ノ原因ハオ国皇太子、セ国ニ外遊ノ際妃ト共ニ暗殺セラレシニ始マル。

八月三日(月) オーストリア、セルビヤノ黒幕タル独逸、露西亜愈々国交断絶、先ツ独逸本一日ヲ以テ宣戦ヲ布告ス。
八月十日(月) 愈々日本モ欧州争乱ノ為メ京都師団ヲ密カニ動員セリト伝ヘラル。

八月十七日(月) 帝国ノ態度愈々公表セラル。二十三日マデ回答セシムベク独逸ニ書ヲ送ル。第一東洋ヨリ對手国軍備ヲ尽ク撤退スルコト、第二青島ヲ日本ニ引渡スコト、第三何等ノ条件ヲ附スベカラザルコト。

二十年目ニテ仕返シスルコトナル文ニ快トセザルヲ得ズ。

八月二十三日(日) 独逸ニ対スル国交愈々断絶セシトノ電報、警察ニ来ル。

八月二十六日(水) 時局ノ商工業ニ及ボシタル影響報告セヨト局ヨリ達アリ。調査ノ為メ町内ニ出掛ケル。養蚕、売薬等最モ打撃ヲ受ク。

九月二十八日(月) 真山等ノ諸君同行衣川村ニ出張ス。前沢マデハ汽車ニスル。同町ノ町端ヲ通過スルニ濁酒醸酵ノ香氣ヲ感ズ。試ミニ其家ヲ檢スルニ果シテ仕込中ノ濁酒アルヲ発見シ差押ヲ為ス。ソレヨリ日没マデ衣川ト小山ノ村界ヲ巡回スル途中松林アリ。行ク／＼初茸ヲ探ガシ合計三十ヲ得タリ。開墾番小屋ニ立寄り爺ト婆ヨリ鍋ヲ借り醬油ナカリシ為メ味噌ヲ無心シ、大根ヲ混ジテ茸汁ヲ造リ昼餐ヲ為ス。頗ル美味ナリ。

十月四日(日) 署員一同ニテ芋ノ子会ヲ催ス。種々ナル食物薪炭等ヲ荷車ニ積ミ、小使ガ挽キ小山街道ノ野原ニ行ク。二三ノ人々家族ヲ伴フ。

十月十日(土) 夜栗ヲ食ヒナガラ(某)ヨリ借り来リシ海軍中佐ノ著ナリト云フ「次ノ一戦」ナル本ヲ読ム。日米未來戦争ヲ叙シ、日本ハ海軍拡張ヲ議會ニテ否決シタル結果、艦艇ノ数少ナク遂ニ海戦利アラズ台湾其ノ他ノ島嶼ヲ占領セラル、ト云フニ終ル。叙事架空ナラズ頗ル首肯セラル、所アリ。

十月十四日(水) 今日ヨリ秋收期ノ密造取締スル計画アリ。余ハ水沢、花巻連合ノ隊ニ加ハリ四日間従事スルコトヲ志願ス。

上旬ニ人員陶汰ヲスベキニ付キ此際退庁志望ノ者ハ申出ロトカ何ントカ云フテ来ル、大蔵部内ノ首切りノ繁キニハ驚カサルヲ得ズ。

十月十六日(金) 盛岡区裁判所ノ井上検事視察ノ為メ同村(和賀郡吉内村)ニテ待合セ居ル。鷹巢堂ノ(某)方ニ於テ余ガ宅地内ノ畑中ニ埋メ置キタル密造甕ヲ発見ス。陰蔽手段モ巧妙ナレドモ発見方法モ巧妙ナリト賞揚セラレ大ニ得意ガル。土沢ヨリ軽鉄ニ乗り日没後花巻着。宅ト署長ニ葉書ヲ出ス。

十月二十一日(水) 青島封鎖勤務ノ高千穂艦敵ノ器械水雷ニ触レ沈没ス。乗組將校以下二百幾十名ヲ一機雷ノ為メニ失フ。痛嘆ノ極ミト云フベシ。点燈後帰宅ス。

十月三十一日(土) 天長節祝日。報告事項アリ和服ニテ出勤スル。愈々青島ノ総攻撃始マル。

十一月八日(日) 青島陥落ノ公報新聞紙ニ出ヅ。此夜水沢ニテ祝捷ノ提灯行列アリ。

十一月九日(月) 小学校ノ旗行列アリ。

十一月十三日(金) 転勤騒ギ(編注、六日内命、十二日発令)モ漸ク鎮マリタルニヨリ此夜ヨリ電燈ヲ点ズ。

十二月二日(水) 署内執務、五時退庁、此夜モ余一人五時半ヨリ九時マデ夜勤ス。課長ノ柳瀬君ハ勿論他ノ課員モ署内ノ事務ナドハ更ニ念頭ニナイ様ナリ。事務ガ滞リ様ガ余ガヤイ／＼云ハナケレバ更ニ働イテ呉レヌニハ閉口セザルヲ得ズ。

十二月六日(日) 署内執務、五十川君詮衡試験ノ結果、五所川原ニ転勤ノ辞令アリ。但旅費支給ノ関係上先方ニ行ツテカラ任官スル筈ナリト云フ。

十二月十七日(木) 夜役所ニ行キ少シク執務ス。尚ホ佐野君ニ清酒ノ製成中検査スル方法ヲ教授ス。容易ニ会得セズ。

初メテノコト、スルトソレ程六ケシキモノカ。

十二月二十日(日) 年末賞与ノ辞令来ル。折角待ツタ甲斐ナク俸給ノ八掛ケニテ上ノ部トハ情ナシ。

十二月二十六日(土) 夜一寸役所ニ行キ執務ス。署長秘録ノ写ヲ局ニ提出セネバナラヌ。ソレデ能書家トカ何ソカダト云フ訳デ、余ニ百枚バカリヲ謄写ヲ割当テラル。大シタオ歳暮ヲ頂戴シタモノダ。

十二月三十一日(木) 千葉君来ル。麦酒ヲ饗ス。

——大正四年——

一月二日(土) 妻ノ希望ニ任セ家族一同ニテ写真ヲスルコトニシ、妻ガ身仕度ヲスル間一時間、髪結来ラズ臆テ昼トナリ、子供等ノ着換ヲ終リ妻ガ衣服ヲ取り出セシ時ハ既ニ三時ニ近シ。今日ハ止スコトスル。

一月三日(日) 家族一同ニテ写真ヲ撮影ス。幸男切りニ動キテ撮影ノ機ヲ得ルニ由ナシ。帰宅後、役所ニ行キテ日没マデ執務ス。

一月十五日(金) 前沢町ニ出張、織物屋ヲ巡回シ帰途ハ徒歩真城村ヲ経テ日没後帰宅。

寒イ時ノはたヤノ検査ニハ頗ル閉口ナリ。火ハナシ手ハ凍ユル。税金ノ領収書ヲ書カナケレバナラヌヤラ、臨検スベキ戸数ハ多イ。

一月十八日(月) 前夜来ノ大風雪ニテ戸障子ノ隙ヨリ雪夥シク室内ニ入り箒ケドモ直チニ又白クナル。近年稀ニ見ル吹雪ナリ。

一月二十八日(木) 役所ニ一日居ルト行火ノ為メ切りニ頭痛シ帰宅後モ容易ニ癒エズ。

二月十三日(土) 小山村ノ麴密造者(某)ト云フ者ニ臨検ス。屢々臨検失敗セシモノニシテ今日モ更ニ犯証ヲ得ズ。

貧乏ナ奴ニテ年取（編注、旧曆大晦日）ダト云フニ何カ知ランキタナラシイ黒イ餅ヲ搗イテ居ル。ブドウバ餅ナリト云フ。藪ヤ田ノ畦ニ自生スル葡萄ニ似タ草ノ葉ナリト。

二月十六日（火） 五時ノ汽車ニテ帰宅ス。牛肉餅ヲ拵イテ居ル。空腹ナリシ為メ特ニ美味ヲ感ズ。余ノミ夜勤シ十時帰ル。

三月十一日（水） 妻赤イ手ガラ（編注、手絡。丸髻などの根もとに掛けるきれ）ヲ止メテ赤ト白トノ棒縞ノ手ガラヲ拵ケテ髻ヲ高ク結フ。一寸似合フ（編注、妻きく当二九歳）。

三月二十八日（日） 局ノ橘君ノ来リシハ雇ノ鈴木久之丞君ノ宅ニテ濁酒ヲ密造シテ居ルトノ密告書ガ局ニ行ツタルニ就テ、ソレノ調査ノ為ナリト云フ。調査スルニ更ニ形跡ナシ。中傷的密告ナラン。

四月七日（水） 前沢町ニ出張。（某）寺ト云フ貧棒寺ニテ濁酒ヲ密造シ居リシ事件検査ス。寺院本堂仏陀ノ左側、造花仏具ナドヲ載セアル壇ノ下ノオトシニ隠シテアリ。濁酒現在一斗ナリ。何程造ツタカ知レヌ程桶ナドニ濁酒附着シテアリ。和尚（某）不在、梵妻立会ヲ拒ミタルニヨリ前沢駐在所ノ佐藤巡查ヲ呼びテ立会ツテ貰フ。

六月七日（月） 朝五時ノ汽車ニテ上野君橋岡ニ赴任スルト云フ。腕時計ヲ掛ケテ停車場ニ見送ル。時計時間狂ヒ居リ間ニ合ハズ。

六月二十四日（木） 課員総出、羽田村ニ出張シ、密造濁酒三件検査シテ四時帰宅ス。羽田ノ奥、目下挿秧（編注、田植）ノ最盛期ニテ余等ノ姿ヲ見ルヤ寺鐘ヲ鳴ラシテ相図ヲ為スモノアリ。犯則者ノ一人ハ村会議員ナリシ。

七月十日（土） 先月末羽田村（某）、（某）ナル地方有力者方ニテ濁酒密造事件ヲ検査セシガ動機トナリテ、密造防止組合組織セラル、コトトナル。発会式ニ列スル為メ署長及課員数名ト行ク。約三十名ノ部民学校ニ集リ、規約協定シ署

長等ノ講話ナドアリ。郡役所、警察ヨリモ参加ス。終ツテ酒肴及赤飯ナドノ饗応アリ。

七月十五日(木) サイダーヲ買ツテ置ク。美味言ハン方ナシ。

七月三十日(金) 明治天皇祭、休暇ス。

八月一日(日) 欧州戦フルソウ遂ニ陥ル。独逸ノ強キ実ニ驚嘆ニ値ス。

八月二日(月) 柳瀬君、川上君ト共ニ岩谷堂ニ出張。(某)ガ酒造税滞納ニ付処分決行ト云フコトニナル。兄(某)苦情ヲシキコトヲ申立シモ取上ゲズシテ、ブン／＼差押ヲ為ス。

八月二十七日(金) (某)酒造税滞納ニ付公売処分トシテ岩谷堂ニ出張スル。往復徒歩ス。公売間際ニ至リ税金ヲ工面シテ呉レルモノアリ。決行ヲ見合ハセ三時帰宅ス。

九月十三日(月) 本日ヨリ四時退庁トナル。時間ノ長キコト云ハン方ナシ。

十月十一日(月) 署長ガ雇員全部ヲ二階ニ集メテ実務ニ関スル法規ノ論文メイタモノヲ話シ答案ヲ徴ス。属補欠ヲ為ス準備ナリ。問題ハ局ヨリ来リシモノナルトカ。

青森ニ於ケル大演習参加ノ飛行機ノ内四台、午前八時幾分ニ仙台ニ無事着、十時半同地出発、盛岡ニ向フト云フ電話町役場ヨリ来ル。愈々今日ガ来ルト云フノデ、町内ノ者或ハ屋根ニ昇リ或ハ野外ニ集リテ觀望ス。仙台十時半出発セシト云フ電話再ビ来ル。警察ニテハ町民ニ報ズル為メ半鐘ヲ叩ク。余モ同僚ト共ニ署ノ屋根ニ昇ル。十一時半頃南方一ノ関真上ノ辺ト思ヘル空中遙カニ晩秋ノ赤蜻蛉ノ如キ微カナル一機影ヲ認ム。衆歡呼ス。躰テ又一機又一機雁行シテ至ル。漸ク近ヅクニ随テプロペラノ音宛ラ紙鷲ノ如シ。真上ニ来リシトキハ飛行將校ノ身体点ノ如ク見エ、機ノ尾翼ニ記セル番号ノ文字鮮カニ読マル。小学校ノ児童、農学校ノ生徒等万歳ヲ呼ブ。但ニ機ハ水沢ノ真上ナリシモ二

機ハ西方若柳ノ辺ヲ通りシ為少シク觀望上遺憾ナリシ。

十月十三日(水) 町ノ酒屋ニ臨檢ス。管内酒屋ノ早仕込ニハ驚ク。三軒共既ニ醪ガ出来セリ。

十一月十日(水) 御即位式ヲ行ハセラル、ニ付事務ヲ廢ス。此夜提灯行列アリ。中々ニ賑ハシ。幸男見テ喜ブコト限リナシ。

三時頃ヨリ紋付袴ニテ役所ニ集合、三時三十分ヲ期シ万歳ヲ三唱シテ遙カニ祝意ヲ表シ奉ル。

十一月十二日(金) 御大典ニ就イテ叙位、叙勲ナドノ恩典アリ。叙位ノ内ニハ豊太閤ノ正一位、源義家ノ正三位ナドノ贈位アリ。

十一月十九日(金) 秋田稅務署ニ転勤ノ辞令來ル。裏日本ニ行クノハ何ントナクイヤナ様ナ心地モスルガ、水沢ヨリ署ノ地位ガヨイカラサホド不平ニモアラズ。

ばらノ移植ニ適當ナル時期ニテ先ヅ一ツノ安心ナリ。妻ハ又漬物ノ時期ニ少シク早く都合ガヨイト云フ。

十一月二十六日(金) 九時半青森出發ス。三時秋田着。

(注1) 明治四一年戊申の年一〇月二三日、明治天皇が出した詔書。日露戦争後、国民が戦勝に酔い、人心が浮華に流れるのを戒めたもの。

(注2) 「インシャ」、たよること。「忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ……」

(注3) 干酒母に対応する用語と思われ、濁酒状の通常の酒母と考える。

(注4) 麴一升到酒母二合五勺の割合で混和し乾燥したもの。携行に便とされた。乾燥していないものを「搦(カラミ)酒母」といった(前掲「沿革誌」)。

○秋田税務署時代——大正四年——

十一月二十七日(土) 檜山ノ築山学校ノ側ニ家ヲ借ル。六畳三間、台所、物置、畑少々アル一軒屋ニテ三円五十銭、前金ナリト云フ。

十一月二十九日(月) 毎日ノ如ク風強ク時々雨又ハ霰降ル。来春マデハ殆ンドカウ云フ天氣ダト云フ。全ク閉口スル。

十一月三十日(火) 齊藤君同行、石油会社ニ行キ石油ノ査定ヲ為ス。三万石入レノタンク三個、其他二万、一万ナドト云フモノ十数個アリト云フ。石油ノ洗場ノ大規模ナル、石油カンノ製造器械ノ面白キ実ニ見物スルニ足ル。

十二月十五日(水) 秋田ニ住ムコト、ナリタルトキヨリ總テ現金買ヒ制度ヲ実行ス。依テ此夜妻ト共ニ支出予算ヲ組ム。

十二月十九日(日) 借家ニ電燈ヲ引カント思ヒシモ、(某)ノ貸家ナラバ御免蒙リタシト電燈会社ニテ云フ。

十二月二十三日(木) 年末賞与トアツテ三十円ヲ給ハル。月俸ノ九掛ケ半、コレデ署内上ノ部ニ位スルトアル。有ガタキ哉。

——大正五年——

一月二十六日(水) 秋田ノ雪道ハ靴滑リテ勞ルルコト夥シ。恰モ夢ニ馳ケ足スルガ如ク意ノミ逸リテ足進マズ。三四日ノ間ニ足ガ棒ノ如クナル。

二月二日(水) 十時ノ汽車ニ投シ五城目方面ニ出張ス。五城目駅ヨリ町マデ一里ノ間馬車ニ乗ル。満員ニシテ僅カニ腰ヲ掛ケシガ片方ノ足ハ車外ニ在リ。道路凹凸甚シク時ニ車外ニ抛リ出サレントス。

二月十七日(木) 市内ノ酒屋臨檢ス。(某)酒造会社ニテ製成中ノ清酒ヲ檢スルニ、一石余ノ増差ヲ生ジ居リタルニヨ

リ犯則ノ嫌疑アリトシ、仮リニ封緘シテ帰ル。帰宅セシトキハ十時ニ近シ。

二月十八日(金) (某) 酒造会社ニ行キ、前夜ノ清酒槽掛中増差事件ヲ犯則トシテ調査ス。終日検査場ニテ調査ヲ書ク。

立会人ノ(某) ト云フ稅務署屬上リノ男切リニ犯則等ハ為サザルコトヲ陳弁ス。

何ントナクハツキリセヌ故調書モ書キ力ナク実ニイヤニナツテ仕舞フ。

二月二十五日(金) 焼酎屋ノ爺道ニ余ヲ待チ受ケテ原料粕ヲ検査シテ呉レト云フ。時間ヲ繰リ合セテ行ク。爺ト婆ト

未ダ年若キ息子ト三人暮シノ小サキ家ニテ焼酎ヲ蒸溜シテ生計費ノ大部分ヲ得ルナリト云フ。爺ト息子ト粕ヲ荷ヒ貫量スレバ婆ガ受取り之ヲ切り竈ニ火ヲ焚ヤス。面白キ家ナリ。

三月一日(水) 今日ヨリ八時ノ出勤トアル。

三月五日(日) 土崎ニ出張ス。土崎ニテ車夫足駄ヲ穿イテ人力車ヲ挽イテ馳ケテ居ルヲ見ル。頗ル呑氣ナ奴モアルモノ哉。

三月八日(水) 上新城ノ酒屋ニ出張ス。酒屋ノ爺未ダ丁髷ヲヲ結ツテ居リ頑固ラシキモ、中々ニ親切ニテ行ク度毎ニ寒カラウト云ツテハ火ヲドシノ起シ、雪道ハ腹ガ空クト云ツテハ卵ヲ持ツテ来タリ、弁当ヲ開ケバ牛罐ノ口ヲ切りソレ食ヘヤレ食ヘト勸メル。

三月十一日(土) 馬場目村ノ取締ニ従事ス。余等ノ直グ先ニ郵便配達夫ガ行キシガ、其奴ガ通信セシモノト見エ、裏ノ山沢ニ濁酒ヲ持出シ隠蔽シ置キタルモノナド五六個ヲ発見セシガ、誰ノ家ノモノヤラ判ラズ。和知君ガ山刀ヲ借リテ桶ヲ割ル。秋田ニアラザレバ見ラレヌ凶ナリ。

三月十三日(月) 一般ニ生活程度ノ高キニハ驚ク。如何ナル百姓屋ニテモ生魚ヲ貯ヘ置キ飯ハ必ズ白米ナリ。而シテ一

寸シタ農家ハ二、三町歩ノ田ヲ所有ス。若手県ノ農家ナドハ足元ニモ追ヒ付カズ。

四月六日(木) 土崎ノ石油会社ノ調査ヲ終リ四時半ノ馬車ニテ帰署ス。平田君ガ突然御目出度ウト云フ。辞令未ダ来ラザルモ余ノ昇給ガ新聞ニ載ツテ居ルト云フ。局ノ大場君ヨリ既ニ祝状ガ来テ居ル。意外ノ昇給ナリ。

四月七日(金) 昇給辞令来ル。知人ヨリノ祝状モ五六通入ル。

四月八日(土) 此日モ昇給ノ祝状十通余入ル。一々答礼ノ絵ハガキヲ出ス。

此夜菊地署長ヲ訪問シテ昇給ノ礼ヲ謂フ。コンナコトヲスルガ礼式ノ一ツナル由。

四月九日(日) 署内執務ス。三時頃ニ至ルモ署長退庁セズ。營業稅調査会ノ為メ日曜モ休マズト云フ。仕事ニアキテ仕方ナシ。ブラ／＼公園ヲ散歩ス。四時頃帰署セシモ未ダ署長帰ラズ。漸ク五時過ギ退庁ス。

五月二十二日(月) 仙台ノ千葉弥助氏秋田署長トナル。

五月二十三日(火) 此夜同僚二三人ト前署長菊地円氏ノ宅ヲ訪問、退官ニ就イテノ挨拶ヲ述ブ。何等ノ不平モ謂ハズ、又殊更ニ樂天ラシキ風モ装ハズ。誠ニ坦々往生際ノヨキニハ感服ス。

五月二十六日(金) 一日市ノ一民家ニテ密造濁酒ヲ発見ス。若夫婦ニ幼児ノ三名暮ニテ今朝仕込ミシト女房云フ。酒母ヲ使ハヌ為メ未ダ充分ノ酒精分ヲ発セズ。夫レニ付込ミ亭主ノ野郎ガ甘酒ダト云フ。

六月一日(木) 六時退庁ス。弥助署長ノ退庁ノ遅キニハ皆々閉口ス。先菊地署長ノ放任主義ニ引替へ、仕事ノ細カキコト甚シク署員尺クウンザリスル。高等官モ天ブラデハ雅量ナク駄目ダトノ評アリ。

六月七日(水) 庄司君同行、五城目方面ニ出張ス。明日ヨリ三日間連合監視隊ニ参加ノ目的ナリ。局員二名都合二十人ナリ。

六月十五日(木) 署長千葉氏余ヲ招キ、今回ノ職員異動ニ際シ君ハ間税課長トシテ何処カヘ転勤スベキ筈ナルニヨリ、四五日間在勤シ内部事務ヲ整理シテ貰ヒタイト云フ。

六月二十三日(金) 此夜十一時夜行列車ニテ船岡村猫沢ニ密造取締トシテ出張ス(編注、税大論叢十二号、三〇四頁「大正五年の秋田県秋田税務署員傷害事件」参照)。

八月三十一日(木) 大蔵省ノ遭難救済会ヨリ慰藉金トシテ余ニ二百円、大友君へ百五十円、庄司君七十円、木村君五十円ヲ支出セシコトヲ新聞ニ登載アリ。但未ダ署ニハ何等ノ通知ナシト云フ。

九月十五日(金) 大蔵省救済会ヨリノ慰藉金受領。五十日分ノ病院費用百五十幾円ヲ支払フ。
十月十一日(水) 午後退院ス。

十月二十三日(月) 初メテ役所ニ行キ執務ス。

十一月三日(金) 立太子ノ御大札奉祝ノ為メ、九時三十分万歳三唱シ式終リ会議室ニテ壇詰酒ナドニテ祝意ヲ表ス。此夜提灯行列アリ、人員六千ト号ス。

十一月六日(月) 仙台税務署ニ転勤ノ辞令来ル。困ツタ処へ行クコトトナリタル哉。

病院ニ行キ診察シテ貰フニ別段変化ハナイト云フ。

○仙台税務署時代——大正五年——

十一月十八日(土) 四時頃役所ニ行キ、局長、局員、署員ニ着任ノ挨拶ヲ為ス。

十一月二十日(月) 局長ヨリ特ニ達アリ。余ハ病後ノ療養トシテ転勤ナリタルコト故定員外ナルヲ以テ午後ハ隨意退庁差支ナク、日曜ナド出勤ニ及バザル旨署長ヨリ話サル。

署長太田龜太郎氏ハ大学出ノ高文合格者ニシテ三十歳位ノ書生風ノ人ナリ。

十二月二十三日(土) 漸ク年末賞与ノ辞令来ル。殆ソド一ヶ月分ヲ貰フ。

——大正六年——

一月二十三日(火) 病院ニ行キテ診察シテ貰フ。経過異状ナク服薬ハ要セズ。但シ外部勤務ハ彼岸頃マデハ見合セル方ガヨカラント云フ。

二月四日(日) 皇后陛下ノ御真影局ニ御下賜ニ付キテ此朝九時停車場奉迎ス。

二月十一日(日) 局ニ紀元節ノ拜賀式アリ。

四月七日(土) 米国独逸ニ宣戦ヲ布告セシ旨ノ新聞号外アリ。コレニテ愈々全世界ノ動乱トナル。シカシ地理上実戦ハ見ル能ハザルベシ。

四月十九日(木) 昨日朝日新聞来ラズ。穩健ナル新聞ニシテ発売禁止ニ遇フタ訳ニモアラザルベシト思シニ此日二日分配達セラル。前日ノ新聞広告中ニ不穩ノ記事アリシ為メ発売ヲ止メラレタルナリト社告アリ。

四月二十二日(日) 榴ヶ岡ニ桜ヲ見ル。帰途政岡ノ墓ヲ見ル。見料一人二錢ナリト云フ。政岡ハ死シテモ尚且ツ堂守ニママノ料ヲ与フ。

四月二十六日(木) 市内ノ焼酎会社ニ原料粕ノ検査ニ行ク。蒸留器五台、蒸気機関ヲ用フ。三時半漸ク検査終ル。工場法施行トカノ為メ休業時間多ク粕ノ衡量等抄ラズ。

県庁ノ地方課ニ立寄リテ醸造奨励費ノ支出ヲ調査スルニ殆ソドアルナシ。六県中此予算ナキハ宮城県ノミカ。

五月十九日(土) 市内ノ(某)酒造店ガ不正手段ヲ用キ、石数ヲ増加シテ腐敗免税申請ヲ為シタリトノ嫌疑アリ。家宅

ノ捜索ヲ為シ調査セシモ犯証ナシ。運送屋ニ到リ出入ノ酒類ヲ調査シ本人ノ帳簿ニ対照スル材料ヲ蒐ム。

六月二日(土) 二時帰署シ局署合併ノ討論会ニ参会ス。税法違犯処分ノ問題ニシテ余モ遂ニ弁士トシテ引張り出サル。局長始メ大勢ノ弥次連中ノ面前ニテ弁ズル事ナレバ、話下手大ニ閉口ス。

六月二十九日(金) 太田署長ヨリ夜話シタイコトガアルカラ来テ呉レト謂フ。衣服ヲ変ヘテ行ク。福島県海岸ノ課長ニ出スト云フ。間税部長トノ相談モアルガ、身体ノ工合ハ如何カトノコト故大体健康ヲ恢復シタカラ大概ナラバ勤マルト思フ旨ヲ答フ。

六月三十日(土) 定期ノ昇給アリ。余ト数年来或ハ殆ンド任官同時ヨリ每期昇給ヲ共ニシタル数名ハ其数ニ加ハリタルモ、余ノミ取残サレタリ。昨春ノ災ナク課長トシテ出テ居リシナラバ洩ル、コトモナカルベカリシナランガ、金額ハ少々ニテモ人ヨリ遅ル、ハ快ヨキコトニアラズ。

七月二日(月) 妻ノ病氣ノ為メ薬価トシテ貯金ノ一部ヲ払下スル。

二三ノ署長出局ス。酒造家ノ犯則ノ証人トシテ出張帰途ナリト云フ。予審ノ調査ニ裁判所ガ酒造ノ知識ナキ為メ、槽ヲ舟ト誤マリ、釜場(編注、湯沸場)ヲ川ト間違ヒ、舟ニ密造酒ヲ積ミテ川ヲ渡レリト云フコトガ誤記サレアリシト話シ大ニ笑フ。

七月十三日(金) 市内ニ出張シ清涼飲料ノ製造人五人ニ就キ製造石数及生産費等ヲ調査ス。主税局ヨリノ照会ナルヲ以テ或ハ課税問題カ。

七月二十日(金) 直税ノ或ル者署長ニ間税ガ早退スレバ直税ノ方デモ雇員等帰リヲ急ギ事務ガ抄ラズト謂告ゲントカニテ、今日ヨリハ五時頃マデハ居ツテ貰ヒタイト署長謂フ。馬鹿々々シキ事ナリト間税課員大ニ不平ヲ称フ。

九月八日(土) 二時ヨリ雇ノ横田茂平君仙台署勤続十二年ノ彰表式アリ。終ツテ茶話会ヲ催ス。

十月二十七日(土) 遠野稅務署ニ転勤ノ辞令ヲ受ク。署ノ小サキ所ハ別段問題ニセザレドモ寒地ナルニハ閉口セザルヲ得ズ。署長等ノ兼テノ噂ニヨレバ、福島県海岸トノコト故大ニ喜ビ居リシニ案ニ相違シ北部而モ岩手県一等ノ寒地、局ノ余リト謂ヘル同情無キ所置ニ憤慨ス。

○遠野稅務署時代——大正六年——

十二月三十一日(月) 午前一寸原君(編注、署長)ヲ訪ヌ。話題家計ノコトニ及ビ、曰ク、爾來安定セシ住所ヲ得ベク早晚稅務署ヲ退キ度キ希望アルモ遂ニ果サズ、君モ考慮シテハ如何ニヤト。余答フ、數年來余モ同様ノ希望アリ。然レドモ一年ト遂ニ今日ニ至ル。君モ可然方法アラバ周旋ヲ請ヒ度シ。原君曰ク何レ機會アル毎ニ考ヘ置カント。

——大正七年——

一月十六日(水) 一時半釜石ニ着ス。空腹ヲ癒スベク小茶屋ニ入り鍋焼ウドシニケテ注文ス。ニケニテ二十錢ニハ驚ク。ドウシテ釜石ハ新開地風ナリ。

町ノ請売酒屋ヲ巡回ス。約三百石ヲ請売スル(某)ト云フ所ニテ前臨檢後帳簿ヲ整理セズト主人謂フ。余リノ怠慢ニ立腹シ家宅搜索ヲ初メ帳簿犯ニテ処分セントシ、怒鳴リ散ラシケルニ隠シテ置ケル真正ノ仕入帳ヲ遂ニ提出ス。營業稅売上ノ關係ニテ帳簿ヲ提供セザリシモノナラン。

一月十七日(木) 釜石發五時帰宅ス。仙人峠風雪甚シク半身ヲ没スル程ノ吹溜アリ。閉口ス。

二月七日(木) 醸造ニ関スル講話会ヲ署ニテ開ク。杜氏等十數名聴講。

右終ツテ佐野技手ヲ詩月楼ニ招待ス。遠野ハ妙ナ処ニテ酒終レバ必ズ飯ヲ出ス。今回ハトロ、飯ナリ。(某)ト云

フ醬油屋ノ主人年ニ似合ハヌ程食フ。十数椀程平ゲシナルベシ。

二月二十二日(金) 大河原ノ藤飯氏ヨリ又々ノ書面アリ。千石酒屋ノ渡辺ト云フ所ニテ廿五円ニテ雇入レ度イカラ如何ト、又同人ノ関係アル銀行ニテ廿三、四円位ニテ採用ノコトモアルガ返事シテ呉レトアリ。銀行ノ方ニテ廿五円呉レ相当ノ配当金モアラバ行ツテモヨイト返書スル。

三月十三日(水) 吉里吉里ニ出張ス。兼テ同方面ニ出張ノ折リ濁酒ヲ仕込ミタルカ如キ空桶ヲ日光ニ乾シ居タル家アリ。(本日は) 旧二月初メニテ吃度又々造リ置キシナラント思ヒ立寄リシニ果シテ密造シ居レリ。

三月十八日(月) 猫ノ沢事件上告弁護士花井博士トアル。二年ノ歳月ト多大ノ費用ヲ掛ケテ遂ニ上告棄却、秋田地方ノ初審判決通り主謀者等五六名ハ懲役六年ト五年、外一年ノ者数名ト罰金刑十数名愈々確定ス。右局報ニ登載アリ。

四月九日(火) 此夜余ノ昇給ニ付キテ祝状ヲ寄セタル十数名ニ礼状ヲ書ク。

四月十五日(月) 昨日ノ啣酒会ノ慰勞会ト云フノデ料理店梅川ニ招カル。酒ヲ飲ンデ鳥飯ヲ食フ。料理屋デ飯ヲ出スハ遠野ニアラザレバ見ラレヌ事ナリ。

四月十八日(木) 突然辭令来ル。福島県相馬ノ中村へ転勤ナリ。意外ノ出来事ニ面食フコト夥シ。夏ハ悠ツクリ休ム考ナリシニ少々当テ外レタレドモ、都合ヨキ場所ニテ大ニ快シ。特ニ女学校アル由ナレバ来年ノきぬ子ノ仕末誠ニ都合ヨシ。

四月二十二日(月) 到々きぬ子強請セラレテ、二十幾円ノ琴ヲ買ハセラル。喜ブコト限りナシ。

○相馬稅務署時代——大正七年——

四月二十七日(土) 一寸朝役所ニ行キ署長、署員へ挨拶ス。

六月十四日(金) 秋元君同行、福浦ノ入口マデ取締ニ出張ス。此日モ二軒ニテ密造酒ヲ発見ス。相馬署内ニテハ近頃ノ
検挙ニ珍ラシ。

六月二十一日(金) 濁酒密造者三名ヲ呼出ス。内一名ハ容易ニ自白セザリシモノアリシガ、遂ニ犯情ヲ陳述ス。比較的
強情ナ様ニテモ秋田県ノ者ト較ブルニマダ〳〵正直ナル所アリ。

七月十二日(金) 小林署長ガ余等間税ノ方ノモノ直稅事務ヲ手助ケスル謝礼ノ意味ニテ野馬追祭ヲ見物ニ原ノ町ニ出張
命令ヲスル。秋元君外二名ト浴衣一枚ニ丸飯ヲブラサゲテ汽車ニ乗ル。非常ニ混雜。女ノ如キハ命掛ケダトコボス。

七月十五日(月) 愈々閣議ハ西比利亞出兵ヲ決シタルガ如シ。近頃米國ガ遽カニ出兵希望ノ意向アルガ其ノ最大ノ原因
ナリト伝フ。全体西比利亞ニ出兵シテ何國ヲ敵手トシ戰爭スルモノニヤ、今度ノ出兵コソ目的ガ一向不鮮明ナル様ニ
素人が考ヘル。

八月七日(水) 米価四十錢マデ暴騰シ、富山県海岸ノ漁士町特ニ影響ヲ受ケ、漁夫ノ傭共數百米屋及ビ米穀所持者ニ廉
売ヲ要求ス。暴騰ハ社会ノ大問題ナリ。

八月十六日(金) 米穀暴騰事件ノ新聞掲載禁止セラル。各地ニ伝播スル恐アルト云フ義ナラン。中村町ニ特定ノ人二三
十錢ニテ販売スルト云フビラ各米穀店ニ張ラル。

八月二十三日(金) 米価暴騰ニテ生計困難ナラントノ趣旨ニテ臨時賞与支給ノコト新聞ニ見ユ。

九月二十日(金) 官報ニテ大藏省部内官吏ノ手当四割五分乃至二割五分トナル。下級ニ随テ額多シ。余ノ級ハ四割ナ
リ。

十月九日(水) 独逸講和ヲ申込ム。早ク戦争ノ終了センコトヲ希フ。白米ハ四十一錢ト云フ法外ノ高値全ク閉ロス。

十一月二十六日(火) 原町ニ出張ス。帰途中村町ノ入口ニテ嫁入ノ来ルニ遇フ。嫁ハ例ニ依ツテソバ餅ニ粉ヲ附ケタ様ナ化粧ニテ、二三ノ附添人ト共ニ簞笥ヲ積ンダ荷馬車ニ乗り、馬車ノ前ニ男二人、背ニ半紙一枚ニ祝ノ字ヲ書イテ張り附ケ、其ノ一人ハ笊ヲ持チ、他ノ一人ハ長キ播木ヲ腰ニ差シ、何ヤラ大声ニ怒鳴ツテ行ク。ヒドイ慣習モアルモノナリ。

十二月二十日(金) 年末賞与ノ辞令来ル。意外ニ多ク、約月俸ノ二ヶ月半ナリ。其外例ノ臨時手当以外ニ更ニ月額七分ノ増手当アリ。

——大正八年——

一月一日(水) 署員間ノ回礼廃止ヲ首唱セシモ尚ホ宅ニ来ル者アリ。巳ムヲ得ズ四時頃ヨリ急ニ又々袴ヲ着ケテ三四ノ同僚ヲ回ル。

一月二日(木) 午前一寸役所ニ行ツテ見ル。年賀郵便未ダ入ラヌ。郵便局モ忙ハシカルヘシ。

四月四日(金) きぬ子女学校ニ入学ニ就イテ入学式ニ臨席ス。

四月六日(日) 年度末賞与ノ辞令来ル。意外ニ少額ニシテ当て外ヅル。

七月一日(火) 先月二十八日愈々独逸講話条件全部承認調印ヲ了シタルヲ以テ本日全国一般ノ祝勝日ト云フ事ニナリ各官公衙ニ対シ休暇ノ達アリ。此日中村ニ於テハ昼間旗行列、夜間提灯行列ノ催アリ。

七月十一日(金) 米ガ益々上ル。五十二錢トハ驚ク。コレデ何等ノ騒ギガ持上ラネバ奇蹟ナリ。但小學校教員ガ其処、此処ニ会合シ給料増加ヲ叫ンデ居ル。

七月十六日(水) 中元ノ賞与ノ達アリ。月額ノ七割ナリ。

七月二十一日(月) 土用ノ入口ニテ相馬デハ餅ヲ搗ク。土用ノ餅、犬モ喰ハヌトハ予ノ郷里ノ謂ヒ伝ナリ。処変リテ俚言丸ツキリアベコベトナル。

七月二十四日(木) 博文館其他二三ノ大印刷工場職工同盟罷工起ル。資本側ハ大体其要求ヲ入レシモ未ダ交渉纏マラズ。ソロ／＼斯フ云フ世ノ中トナル。

八月二日(土) 本県ノ県吏員等同盟シテ増俸ヲ知事ニ申請シ、容ラレザレバ、辭職ラスベキ旨ヲ申合セタリト新聞紙報ズ。此傾向ガ下級ノ官吏ニモ及ブナラバ面白カラシ。

八月二十二日(金) 仕払ヲ為スト俸給ガ足ラヌ様ダ妻コボス。無産階級ノ生活上ノ圧迫カウ甚シクテハ一種ノ思想問題ヲ惹起スルニ至ラズトモ限ラズ。

八月二十七日(水) 此朝非常ノ豪雨ナリ。袴ヲ風呂敷包トシテ出勤ス。

九月十日(水) 米國上院ハ例ニ依ツテ山東問題デ紛擾ス。余計ナオ世話ナル哉、遠カラザル将来ニ於テ日米戦争ハ免レザル可キカ。

十月三日(金) 今度ハ大蔵省ノ判任官連、増給運動ヲ始メル。

十月十六日(木) 臨時手当ノ達来ル。四十円未滿ハ七割五分。以上遞次減少ス。達ノ附ケタリニ曰ク政府モ下級官吏ノ窮状ヲ諒トシ、今回給与セシモノナルヲ以テ動揺ヲ為サザル様トカ何トカ変ナ文句ヲ書イテアリ。コンナ目腐金ヲ呉レテ勝手ナ熱ヲ吹クカラ癪ニ障ル。

十月二十一日(火) 一軒丈ケ新酒ガ出来ル、五十二、三円ノ米ニテ仕込ミシ故、八、九十錢ニ売ラネバナラヌト亭主謂フ(編注、大正五年一、八リットル当り四十八錢(並酒)の記録がある。)

十月二十三日(木) 五級以下ノ判任官ニ本月ヨリ二割以内ノ手当ヲ追給スルコトノ閣議決定シタル旨新聞ニ出ズ。

十月二十八日(火) 妻子ヲ伴ヒ活動写真ヲ見物ニ行ク。下手ナ浪花節ガ余興トシテ幕間ニ入ル。

十一月二十一日(金) 俸給日ニ当ル。妻ガ月給袋ヲ膝ノ上ニ載セ切りニ溜メ意氣ヲスル。悲惨ナル滑稽劇ヲ見ル心地ス。

十二月十七日(水) 年末賞与ノ辞令来ル。額ハ三ヶ月分少々余ニテ想像ヨリ少ナシ。平均額ハ二十八、九割ナリト云ヘバ稍額ノ多キ方ナルベシ。

十二月二十一日(日) 靴ヲ新調セントシテ靴屋ニ立寄ル。短靴ニテ九円、十円ヲ称フ。驚イテ仕舞フ。以前ナレバ四円ヲ出デザル品物ナリ。

——大正九年——

三月六日(土) (局の長倉が) 請売酒屋ヲ一、二軒見タイト云フ。(某)ノ処ニ立寄リシガ酒樽ヲ檢スル内、偶然単舍利別(編注、シロツプ)ノ空罎二十本バカリ散在セルヲ発見ス。不良古酒ニ調味ノ為メ約六石餘ニ使用シタルナリト妻君等謂フ。余リ悪意ハ無ササウナリ。長倉君ハ局ニ持ツテ行ツテ見タイト云フ。四角四面ニ法ニ当テハメレバ酒精含有飲料ナルベケレド、全ク氣ノ毒ナリ。兎ニ角夕刻マデカカリテ調書ヲ作ル。

三月九日(火) 長倉君又々ヤツテ来ル。コンナツマラス事件ヲ懸命ニ調べテ処分スル様ナコトヲスルカラ、稅務官吏ハ苛酷ダトカ非常識ダトカ非難ヲ受ルナリ。何モ稅ヲ免ル、為メニモアラズ。唯酸敗酒ノ除酸ヲ為シタル丈ケニテ、單ニ其方法ガ僅カノ相違ヨリ犯則トモナリ又ナラヌコトトナル。除酸ニ薬灰ヲ用キ、或ハアンモニヤ水ヲ用フルコトトハ一般ニ承認セラレ居ル訳ニテ唯之ニ代フルニ単舍利別ヲ用キ丈ケノ問題ナリ。

三月二十三日(火) 直稅事務ヲ手伝フコトスル。三日間相統稅調査トシテ出張ス。

四月八日(木) 晚餐後役所ニ行ツテ見ル。年度末賞与来テ居ル。例ニ依ツテ小額。本俸ノ四割平均ナリ。其他臨時ノ手當トシテ三割都合七割ノ給与ヲ受クルコト、ナル。

四月十日(土) 西比利亞ニ於テ日露開戦トアル。何ソノ為メノ開戦カ要領ヲ得ズ。戦死者ユソ馬鹿ナ目ヲ見ル訳ナリ。

四月十五日(木) 稅務部内ニモ増給運動起ル。東京、大阪ノ判任連盛シニ活躍ス。大蔵大臣高橋是清ガ誠意ガ無イカラ默ツテ居ラレヌナリト云フ。

四月二十一日(水) 仙台局判任官連(郡部ノ稅務署ヲ除ク)増給ノ陳狀書ヲ首相、蔵相ニ提出ス、要件ハ二拾割ノ臨時手當、住宅料、俸給令ハ二十割ヲ加ヘタル額ニ改正ヲ、旅費ハ三倍ヲ要求セントスルナリ。陳狀ハ至急ヲ要スルト云フノデ郡部稅務署ヘハ賛同ヲ求メル能ハザリシトノコトヲ局ノ判任連ヨリ通知シテ来ル。

四月二十三日(金) 今月ハ例ノ大蔵省判任連ノサボタージユノ關係ニ因ヲ為シ臨時手當来ラズ。俸給日ニ妻ガ零ボス。

昨日役所ニテ其額丈ケ心配シテ此朝妻ニ与フル。考ヘテ見レバ氣ノ毒ニモナツテ来ル。

五月十日(月) 大蔵大臣秘書官ヨリ内牒アリ。判任連デ現在ノ俸給ニ不服ナル者ハドシドシ辭職セヨトノ(兼テノ新聞記事ハ)全然無根ノ記事デ、大臣モ稅務官吏ノ窮狀ニ大ニ同情シテ居ルカラ誤解ナキ様トノ事ナリ。選挙近クニナツテ邊カニソソナ通牒ヲ出シタ所デ誰モ相手ニナル者ナカラン。

六月二日(水) 旅費規則ガ改正ニナリ、転勤ノ場合ハ別ニ五日分ノ宿泊ト家族數ニ対スル宿泊料等モ支給セラル、コトトナル。今度コソハ転勤ノ場合自腹ヲ切ル様ノコトナカルベシ。当然ノ改正ナルモ空谷ノ音ヲ聞クガ如シ。

六月十日(木) 經濟界ノ変調ニヨリ商業上ノ打撃甚シキ為メ營業稅ノ延納カ又ハ減稅免稅ヲ願ヒタイト町ノ商人等ガ打

揃ツテ陳情ニ來ル。

六月二十四日(木) 財界ノ不況ニヨリ打撃ヲ受ケタコトヲ口実ニ營業稅ノ免除等ヲ請願スルトカ切リニ騒ギ出シ、今期ノ納稅ハ納付ヲ見合ハスル意向ニテ明日町民大会ヲ開クト云フ。法律ノ觀念ナキ者共哉。署長ハ切リニ氣ヲ揉ミ發起者等ヲ召致交渉スル。

八月二十日(金) 十八日俸給令改正發表ニナル。臨時手当ガ本俸ニ繰入レラレタ丈ケニシテ收入ニ變化ナシ。之ヲ有名無実ト云フ。

九月二十七日(月) 稅務官制改正發表サル。屬四千五百ハ六千九百トナリテ多數ノ増員ナリ。此場合大陶汰ノ上若手ノ登用ノ見込ノ由。近ク文官試驗舉行ノ意向アリト云フ。

十月二日(土) 晚餐後署長宅訪問。途中小使ニ遇フ。昇給辭令ヲ持ツテ來ル。今回ノ昇給ハ例ノ稅務官吏優遇ノ一般的ニテ余ノ如キ昇給期ニ在ル者ハ損ナ訳ナリ。昇給ハ二級飛ビ五級トナル。

十月四日(月) 稅務官吏ノ優遇ニ就イテ本省ヨリノ達アリ。曰ク今回ノ昇給ト共ニ多數増員セラレタルハ、従來稅務界ハ早出晚退ヲ以テ聞エ、殆ンド労働者モ及バサル長時間ノ執務ヲ為ス狀況ニシテ、隨テ官吏志望者モ多クハ大藏省部内ニ就職スルヲ喜バザル傾向アリ。如期ハ時勢ニ伴ハザルノミナラズ単ニ長時間執務シタリトテ成績拳ルトハ限ラザルヲ以テ、爾後ハ可成時間ヲ勵行シ執務中ハ氣分ヲ緊張シテ時間ヲ冗費セザル様心掛クベク、事務分担ヲ緩和スルヲメ多數ノ増員ヲ為シタリトノコトナリ。

十月十六日(土) 雇連中八名ガ受験ノ準備(編注、普通文官試驗)ニテ毎日勉強シテ居ル。予備試験ヲスルカラ数学問題ヲ工夫シテ呉レト先日署長ヨリ頼マレ、午後ヨリ試験委員トナル。

十月二十三日(土) 予備試験ヲ為ス。白文派点、作文、数学ナリ。思ツタヨリ何レモ不首尾ナリ。

十一月十八日(木) 数学ノ講義ヲシテ呉レト雇員連ヨリ頼マレタルニヨリ、此夜古キ本ヨリ分数ノ所丈ケ要項ヲ書キ取ル。

十一月十九日(金) 河北新聞ニ稅務官吏鹹首ノ非難ノ記事アリ。曰ク、近頃切りニ属ヨリ司稅官(編注、奏任官)ニ任官ノ辞令見ユルガ、兼テ当局ノ声明セル一般稅務官吏ノ優遇ト思ヒキヤ翌日ハ直グニ依願免官ト来ル。判任官連中ニモ其儘鹹首セラル、モノ多数ノ由、優遇ヲ標榜シテ此矛盾ノ処置ヲ為ス。而モ一般經濟界ノ不況ニ際シテ各所ニ人員陶汰ヲ行フ場合ニ於テ職ヲ免ズルハ餘リ冷酷ノ処置ナリト。

十一月二十一日(日) 朝小使来ル。転勤ノ辞令愈々来リシト云フ。小林署長ト余ハ酒田へ。署長高等官ヲ予想シ居タルニ的カ外レ不不満々タリ。

十一月二十六日(金) 仙台ヨリ昨夜帰リシ雇員連中試験成績ハ準備試験ニ大体出タ所が出タ為メ非常ニ楽ナリシト嬉シガリ切りニ余ニ礼ヲ云フ。余モ大ニ満足ナリ。

五 酒田稅務署時代(大正九年十二月から十二年七月)

(一) 稅務機構の改正

大正八年六月のヴェルサイユ条約の調印により平和が回復した後、各国の軍備拡張に対抗して、わが國も軍艦建造等に着手した。この結果財政需要は膨張して行った。戦時利得稅の廃止は再び何らかの増稅を必要とした。

それらのため、大正九年、酒税及び所得税の増徴を行った。

増税や所得税法の改正（配当及び賞与を個人所得に総合して課税する等の全文改正）により定員の増加が行われた（大正九年九月）。税務署の属は、千四百名増加の六千九百名となった。

しかし、第一次世界大戦後の好景気は、間もなく反動恐慌期となり、政府は消極緊縮財政方針を執り、行政、財政ともに縮小整理の方向へ向った。大正十一年十一月から人員整理を行い、十二年四月までには、税務署の属七八三名（十パーセント強）が減ぜられた。

(一) 税務署の模様

勤勉な切田課長には課員も煙たかったらしく（大一〇、一二、三）、また、税務執行面について、署長とは異った考えがあった（同、一二、一）。切田課長が、アルバイトに來た商業学校の生徒に質問した項目を見ると（大一一、六、一）、「緊縮主義、入超、赤化宣伝」とあり、当時の話題を知り得る。

大正十一年末の大整理の際の退職金は特別に優遇されたものであるが、月俸の約十八ヶ月分（切田氏の月俸百円の場合、千八百円）程度であった。切田氏が、翌年退職したときは、この優遇策は適用されず、三ヶ月分（三百円）の手当を「予想ヨリ稍ヨシ。」と感じている。

なお、当時の恩給は、四十年勤続で退職時月俸の半額であったとの記事が見える（大一二、二、二四）。

(三) 日 記

——大正九年——

十一月二十九日(月) 出勤セシガ仕事ヲスル氣ニナレズ。課員ガ嬰兒ヲ亡ヒ出勤セザル為メ何ガ何ヤラ要領ヲ得ズ。

十二月十九日(日) 相馬署ノ受験者連中思ツタヨリ成績ヨク六人位ハ及第ノ見込ナル由。何レモ恐悦シ記念品ヲ贈ル様
ダト云フ。

十二月二十三日(木) 帰宅セシニ署ヨリ年末賞与ノ辞令来リ居ルニ意外ニ多額三百円ニ近シ。三月半ナリ。妻喜ブコト
限リナシ。

——大正十年——

三月三日(木) 皇太子殿下御渡航ノ日デ町家国旗ヲ掲ゲテ御旅程平穩ヲ祈ル。

三月二十四日(木) 晚餐ヲ了シタルトキ蜂太君ト鈴木君来ル。田沢村ニテ自家用麴ヲ盛ンニ造リ居リタルモノヲ発見
シ、犯則トナルモノト誤信シタルモノヲシク大ニ手柄ヲシタ積リニテ報告ス。販売ノ目的ニアラザレバ駄目ナリト謂
ヒシニ力ヲ落ス。白玉ノ餡餅ヲ馳走シテ帰ス。

四月六日(水) 年度末賞与ノ辞令来ル。大体二割七、八分ナリ。引越費用ト教科書代トナル。

七月二日(土) 昨日ヨリ本日マデ酒類ノ蔵内欠減高ニ関スル調査表作成ニ従事ス。六ヶ敷キ表ナリ。コレハ貯蔵淨引ノ
減量ヲ調査シ税法改正ノ資料トスルモノナラン。

七月十四日(木) 川崎造船所ノ職工労働問題ニテ同盟休業中ノ処、今度ハ長日数ノ罷業ハ国家産業上不可ナリトアツテ

運動者自身工場管理始業ノコトヲ決議ス。何ンダカ赤化セル傾向アリ。最モ攻究ヲ要スル問題ナルガ如シ。

九月三日(土) 皇太子殿下本日日出度御帰朝、館山灣ハ奉迎者ノ為メ空前ノ賑ハヒヲ呈セリト。小学校ニテモ夫々奉迎ノ式アリ。女学校デハ御祝ヒノ紅白ノ餅ヲ生徒ニ与フ。

十一月六日(日) 欧州戦乱事件ノ論功行賞アリ。此日ノ官報ニテ余モ八十円ノ賜金アリタルコトヲ知ル。税務署ハ大低課長級マデナリ。思ハザル賜金ニ有リ付キ喜ブ。

十一月二十一日(月) 此夜役所ヨリ破レ箱ヲ持チ来リ電氣炬燵ヲ造ツテ見ル。

十二月一日(木) 鈴木君ト共ニ署長小林氏宅ニ行ク。

談、偶々犯則ニ関スルコトニ及ブ。小林氏ノ曰ク無理デモ材料薄弱デモ何ンデモ犯則トシテ檢拳スルノガ間税官吏ノ本能ダト云フ。コンナ時代錯誤ノ頭ヲ有スル輩ガ税務界ニ多ク跋扈スルカラ苛斂誅求トカ何トカ国民非難ヲ受ク。有ヲ有トシ無ヲ無トシテ取扱フガ無能ナラバ余ハ無能ノ税吏トシテ終リタイト思フ。

十二月三日(土) 犬飼(編注、間税課員)ガ署長ノ処ヘ行ツテ、間税ハ課長ノミデ仕事ヲスルカラ課員ガ更ニ事務ノ智識ガ無クナルト零シタト云フ。馬鹿ナ奴、仕事ハ幾ラデモ未濟袋ニ這入ツテ居ル、シタケレバ殆ソンド無限ダ。日曜日ハ休ミタガル、晩方ハ早く帰リタガル。勝手ナ熱ヲ吹ク男ダト思ツタ。

十二月十九日(月) 河北新聞ニ税務界ノ年末賞与額ノ予報掲ゲル。最高三十五割平均二十七割ニテ、二十一日発表ノ由。

十二月二十四日(土) 此日年末賞与ノ辞令来ル。折角待チタル賞与額ハ、昨年ヨリ余程不足。直税課ハ所得税ノ改正トヤラニテ稍色ヨク課長ハ三十割ナレド余ノ方ハ三十割ニ達セズ。尚同時ニ大戦ノ賜金ノ辞令モ来ル。

一月六日(金) 中央郵便局焼失ス。中央局、新聞ニ火災見舞ノ礼文ヲ広告ス。其文句ニ曰ク、出火ニ際シテハ多大ノ御同情ト御援助トヲ辱ウシ感謝ノ至リニ堪ヘズ所トシテ、尚ホ当分ノ内御不便ヲ相生ジ恐察云々取急ギ御礼ヲ兼ネ御挨拶マデトアル。文句寔ニ丁重甚ダ読ンデ氣持良シ。官海ニモ斯ノ如キ氣分ガ漸次生ジ、十年前ノ無暗ニ頭ノ高カリシ時代ト全ク隔世ノ感ガアル。然シ稅務界ナドハドウシテ未ダ〳〵旧式ノ頭ノ所有者ガ多イ。否殆ドソレダ。

一月十日(火) 一世ノ偉人大隈侯今朝遂ニ長逝ス。悼シキ哉。

一月十九日(木) 大隈侯ノ葬儀ハ所謂國民葬ノ名ニ背カズ稀有ノ盛儀ナリシト報ゼラル。

一月三十一日(火) 山県公遂ニ病没ス。

二月三日(金) 山県公國葬ト決定、葬式費用八万円議會ニ要求サル。大隈侯ノトキハ何レトモ謂ハズ政府モ余リニ自分勝手ナリ。

隈侯モ國葬ニスルト云ヘバ無論國民ハ異議モ異存モナク賛意ヲ表スベキガ、山公ヲ國民葬ニシタイト謂フ者アラバ多数ノ國民中果シテ尽ク快ク之ヲ諾スベキカ。

二月十九日(日) 社会主義者大杉栄ヲ暗殺セントセシ何某刑ノ執行猶予トナル。若シコレガ政友会ノ領袖トカ或ハ大臣ナラバ矢張り此恩典ニ浴シ得ベキカ。

四月六日(木) 年度末賞与来ル。僅カニ二割。児等ノ学用品ノ二分ノ一ヲ支弁スレバ零トナル。ちゑ子女学校ニ初登校ス。

五月四日(木) 先月末余ガ叙勲ニ預リシコトヲ今日官報ヲ見テ初メテ知ル。署ノ同僚等モ氣付カサルベシト見エ何等ノ

話ナシ。余り名譽デモナイカラ黙シテ居ル（編注、勲八等瑞宝章）。

六月十二日（月） 商業学校ノ四年生ガ事務見習トシテ十人バカリ来ル。土曜日ニ右ノ学生共ニ新聞用語ノ試問ヲスルニ

半バ相当ノ答弁ヲ得タリ、問題ハ、常識、消極主義、緊縮主義、物価調節、入超、赤化宣伝、無頼漢ノ七語ナリ。

七月五日（水） 昇給辭令来ル。少々時期ガ早イ様デモアリ、大部発表ガ遅レタカラ来ヌカト思ツテ居ツタ。妻喜ブコト

限リナシ。二十年近クモ勤メテ漸ク百円ニナツタ訳ナリ。

八月二十五日（金） 女学校デ靴ヲ用フルコトニナツタトカデ靴屋ガ宅ニ注文取りニ来ル。二人分頼ンデヤル。ちゑ子喜ブコト限リナシ。

此朝余ガ北海道属ニ出向ノ夢ヲ見ル。妻ノ健康上ノコトヲ第一ニ心配シテ、第二ニ俸給ガ現在ノママデハ生計上困ルコトヲ心配シテ遂ニ醒ム。

十月十日（火） ちゑ子ノ女学校服ガ出来上ル。玉乗り娘ノ様ナ不体裁ノモノニテ特ニ其バンドトカ云フモノ、金具ナド滑稽ナルモノ昔ノ巡查ノ皮帯ノ如シ。

十月二十五日（水） 従七位ノ辭令ヲ受ケ始メテ官報ヲ繰ル。二十三日ニ出デテ居ル。勲等ノトキヨリハ嬉シ。

十一月三日（金） 今回ノ行政整理ニヨリ退官スル者ノ手当ハ、月俸半額ニ在職年数ヲ乗ジタル金額、及ビ転職手当トシ

テ同額ノ金額、但シ月俸四ヶ月分ヨリ少ナカラズ、八ヶ月分ヨリ多カラザル額デ、余ナレバ千八百円ハ貰ヘル訳ナリ。

十二月二十七日（水） 漸ク此日午前ニ年末賞与ノ通知状来ル。秘書ガ如何ニ忙ハシイカ辞令ヲ書ク暇ナカリシモノト見

ユ。三十割最高ト云フ。余ハ二十九割弱ニテ署長ノ次ナリ。噂ヨリハ稍ヨシ。

十二月三十一日（日） 年末賞与ノ幾部ヲ貯金ス。僅少ナリト雖モ貯金ラシテ年ヲ越シ得ル現在ハ先以テ物質上幸福ナリ

ト思フ。

——大正十二年——

一月八日(月) 専売局ヤ森区モ整理ガ始ツタト云フ。稅務署ハ第一着ニ決行シタル為メ誠首セラレタ者モ比較的新職場ニ有リ付キ易イ訳ナリ。余モ早クカラ職ヲ求メテ今回止メレバヨカツタト思フ。何ダカ今度モ機會ヲ捉ヘ兼ネ、二千円ヲ棒ニ振ツタ訳デ残念ナリ。

一月十九日(金) 盛岡ノ三陸銀行ニ居ル(某)君ヨリ水沢ニ(某)ヤ(某)ガ五十万円ノ酒造会社ヲ組織シ支配人ヲ物色中ダガ、来テ呉レヌカト云フテ来ル。

二月九日(金) 此朝柳沢(間稅)部長ノ談ニヨレバ今後ノ退官者ハ例ノ退職手當金ハ貰ヘヌトノコトナリ。イツデモ余ハ損バカリスル。

二月二十一日(水) 月給百円ノ内役所ノ雜費ヤラ已ムヲ得ザル宴會費ヤラニテ二十幾円ヲ差引カレ四分ノ三文ケシカ手ニ入ラヌ。妻ニ氣ノ毒ニ思フ。

二月二十四日(土) 政友會ノ恩給法案修正ガ政府デモ同意ヲ表シ委員會デ可決トナル。文官恩給ガ十五年デ三分ノ一トナリ、一年毎ニ百五十分ノ一ヲ加ヘ、四十年デ二分ノ一トナル計算ナリ。

四月四日(水) 年度末賞与ニ割ノ通知アリ。

六月二十四日(日) 退官願ニ添付スベキ醫師ノ診斷書ヲ貰フベク松浦ニ行ク。公務瘡傷ニヨル肋膜炎再発ノコトニ書イテ呉レト頼ム。

六月二十六日(火) 本日醫師ノ診斷書ヲ貰ツテ辭表ヲ提出ス。

七月十二日(木) 役所ニ立寄り別辞ヲ述ベ十時半酒田発ノ列車ニテ(水沢へ) 出発ス。

七月二十一日(土) 酒田税務署ヨリ書面来ル。免官辞令ト賞与ノ辞令ナリ。予定ノ通り三級俸トナリ、賞与金ハ三百円。

コレハ予想ヨリ稍ヨシ。

六 お わ り に

切田氏は、大正十二年退職後、直ちに岩手県水沢町の岩手銘醸株式会社の特務取締役任に就任した。その後、水沢酒造組合長(昭六)、岩手県酒造組合連合会長(昭一六)、岩手県酒販会社長(昭一七)、酒類公団岩手県支所長(昭二三)、合同酒精株式会社監査役(昭二四)の要職を歴任し、昭和三十一年水沢市で逝去された。享年七十六歳。日記で理解するように、また、退職後の経歴で伺い知るように近代的感覚を備えた器量人であった。

本稿は、切田氏の勤務先によって、時を追って主な事項を列記したに止まる。

これらの事柄を切掛けとして、第一線の税務職員の勤務ぶりの研究がすすめられることであろうと考えている。

なお、退職時の家族構成は、切田氏四十三歳、妻きく子三十六歳、長女きぬ子十八歳、次女ちゑ子十五歳、長男幸男十歳で、退職の月俸三級俸は新任署長に相当する。

大正十二年当時、仙台局の署長の構成は、司税官一八、一級俸一、二級俸一四、三級俸九、四級俸八、合計五〇署となっていた。

(現、東京国税局間税部国税訟務官)